

始



靜岡縣駿東郡長古澤俊次述

阪神社會事業概觀

11-457

静岡縣駿東郡長古澤俊次述



會社事業概觀

大正
10. 5. 14
内交

大阪府社会事業視察報告

大 阪
府 文 庫
A 1 2 0 1

緒 言

私は昨年秋十一月大阪及神戸地方の社会事業視察を遂げた、視察の結果得る處甚だ尠からざるものかあつた、府市の社会施設は勿論私設の社会事業に就ても細密なる調査を試み有益なる参考を得たけれども一々茲に列挙することは之を許さないから主として大阪市の社会事業を紹介することとする、兵庫縣下の社会事業に就ては曩に惣田本縣理事官が「阪神めぐり」で詳しく紹介せられて居るから茲には單に其救護視察員制度を掲げることとする

殊に畏友前大阪府知事林市藏君大阪府内務部長上田萬平君の懇切周到なる注意と高配を受け府市當局の熱心なる斡旋を得て遺憾なく其澎湃たる社会事業の氣分を満喫することを得たことを衷心より感謝する大阪の社会事業が井然として而かも徹底的に穩健なる發展の行程を辿つて克く今日の大を致したことは固より急轉直下せる時運の推移に因ること勿論なるべきも亦實に府市當局の之に處する明察果斷と市民を中心とする大阪府民全体の諒解と協力が相呼應することを得た結果である、要するに時の宜と人の和と地の利の三柏子揃つたことに依つてこの進境を見るに至つたものであつて固より之を移して以て直ち

「に其實際に試みんとすることは不可能なる危険が伴ふてあろう併し乍ら之により其社會事業の概念を捉へ實際に臨み其地理的、歴史的關係に鑑み企畫の資に供するに於ては蓋し其効果の顯著なるものあるを信して疑はぬ。

目次

第一項	總説	一頁
第二項	大阪府の社會事業	三頁
第一目	大阪府社會課の新設	五頁
第二目	方面委員制度	六頁
	創設と事業	六頁
	イ、	
	ロ、	
	ハ、	
第三目	乳兒の保護施設	二四頁
	大阪庶民信用組合	三〇頁
第四目	失職者の保護施設	四二頁
	軍事救護	四四頁
第五目	部落改善	四六頁
第六目	感化教育	四七頁
第七目	恩賜財團濟生會の救療事業	五五頁
第八目	救濟事業研究所	五八頁

第九目	救済基金と救済費	五八
イ、	大阪府慈惠救済基金	五九
ロ、	大阪府羅興救助基金	五九
ハ、	大阪府藤田慈惠救済基金	六〇
ニ、	大阪府教育費	六〇
ホ、	大禮紀念大阪府賑恤基金管理方法	六〇
ヘ、	大阪府軍人援護基金	六一
第三項	大阪市の社會事業	六一
第一目	簡易食堂	六二
第二目	共同泊宿所	六七
第三目	住宅	六一
第四目	託兒所	七一
第五目	浴場	七三
第六目	理髮所	七四
第七目	産院	七五

第八目	兒童相談所	七九
第九目	少年職業相談所	八四
第一〇目	職業紹介	八五
イ、	職業紹介所	八五
ロ、	職業労働紹介所	八八
第一一目	人事相選所	八九
第一二目	實費診療所	九〇
第一三目	公設市場	九一
第一四目	市民館	九一
第一五目	刀根山療養所	九二
第一六目	郷民救助	九三
第四項	兵庫縣救護視察員制度 附岡山縣濟世顧問制度	九四
第五項	雜感	一二

阪神社會事業概観

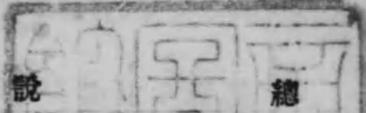
第一項 總 說

静岡縣駿東郡長 古澤俊次述

輓近各種の社會問題が研究せられると共に從來慈善事業感化事業救濟事業と唱へられた事柄が社會事業なる新しい名目の下に研究せられる様になり所謂社會的施設なるものか公私の各方面より著るしき發達普及を見るに至つたことは實に近代の特色と認むる所である

乃ち近世世運の推移と經濟界の變遷に伴ふ社會缺陷學者の稱ふる社會病の診斷治療の必要に迫りたる結果て之に依て其の病的現象を匡正し一般相互に安寧幸福を所期することは社會的生活を營むものか共存共益を全うするの手段て正に人類當然の本能に合致するものである從て之が實行に付ては單に慈善家、特志家と云ふ狭く範圍の人が當るのみでなく社會共同の生活を營む凡ての人か之に當らねばならぬと思ふ而して其義務を履行するものは決して恩惠的でもない任意の仕事でもない社會の一員として崇高なる社會奉仕の觀念に基き連帶責任を果すと云ふことに立脚せなければならぬ洵に意義ある人生の大使命であると思ふ

あると信する乃ち從來の人道主義、民意主義、特志家主義、恩惠主義に加味するに科學主義、責任主義を以てし新時代に適應せる施設を試むる處かなければならぬ私は嘗て静岡市に於て警察事務を管掌して居た頃當時の市長と協議して生業扶助組合なるものを設け今日の所謂社會事業を試みたことかある



總

說

る、就中工業方面に於ては近世産業の發達に伴ふ大工業組織の勃興と共に歐洲戰亂開始以來外國市場の我製品を要すること切に頓に同地に於ける各種の工場は長足の進展隆興を見るに至り其結果として潤澤なる資本と相俟て多數優良なる労働者を要すること切なるが爲めに收入勞銀の多きを望みて集中來往するもの洵に驚ろくべき多數に上り最近各種労働者を逐して優に三十萬を算すべく而してこの數は將來事業界の盛衰消張に伴ひ時に多少の増減あるへしと雖とも畢竟する所大阪工業の大を致すと共に益々増加して底止する所なかるへしと信するのである

而して之等労働者の優劣良否は直ちに懸りて工業都市たる大阪の隆替に大なる影響を及ぼすべきを以て其の技術品位を向上改善せしめ其能率を増進せしむるの道を講ずることは最も喫緊の問題にして特に最近世運の推移に伴ひ到る處に思想の動搖生活難や階級的反目等幾多憂慮すべき事象を呈しつゝあるが特にこの趨勢は現代工業組織に伴ふて激増し來れる労働者階級の間、最も顯著なるものがある即ち各種の労働問題社會問題の胚胎滋生事實に鑑み府當局亦深く考慮する所があつたようだ

殊に亦平和克復に伴ひ經濟界産業界の急激なる變調により將來之等問題の愈々太しき紛糾錯綜を加へ來るべきに察し卒先之等社會問題に向つて根本的解決を所期したるは洵に敬服するの外はないのである則ち大阪に於ては地方の事情に鑑み時勢の要求に應じて労働問題を以て地方行政是の中心となさるべからざるが故に其の社會政策上の施設は之か立脚点を労働問題に置いたのである乃ち如何にして労働階

級をして其位地に安定せしむべきか、如何にして彼等を精神的並に物質的に向上せしむべきか等は先以て解決すべき當面の問題にして斯くして労働問題を中心として四方に分派し類別せる各種の救済保護事業を整備し統一するに至り茲に始めて意義あり生命ある社會政策的施設ありと云ふことを得るのである

大阪府に於ては如上の意義に基てこの社會問題の攻究解結に竭し同時に各種社會事業の聯絡統一を圖り其の内容の充實改善に努むると共に益々進んで時代の要求に應ずべき新施設の獎勵助成の方針を採つたのである

第一目 大阪府社會課の設置

乃ち大正二年以降夙に救済事業に關する監督指導の機關を府廳内に新設せる外之か補助機關として救済事業研究會及救済事業同盟會なるものを組織し廣く社會救済事業の調査研究施設に努めつゝ、あり特に時局の影響に因し最も急激に所謂社會問題の解決に手を染むるの必要を認め大正七年六月府廳内に救済課と稱する一部局を設くるに至り昨年一月社會課と改稱せられたのである而して大阪市に於ても亦大正七年七月救済課を設け市自ら各種時代に應ずる社會事業の經營に着手したが昨年七月其組織を擴大し社會部となし以て今日に至つたのである

大阪に於ける社會事業を述ぶに方り第一に着目すべきは方面委員制度の創設である

第二目 方面委員制度

(イ) 創設と事業

近時大阪は商工都市として異常の進歩發展を遂げ地方人の競つて集中するもの多く従て戸數人口の激増實に驚ろくべきものあり市の邊陲並に接續町村に於ける細民の居住地に至りては維然として恰も殖民地の一部を觀るか如く其の生活の眞想は到底容易に之を詳悉し難き状態にあり従て犯罪及反社會的行爲等其の間に行はるゝのみならず風教の弛廢衛生状態の悪化等最も憂慮すべき現象を見ること漸く顯著ならんとするから今にして之等細民の境遇を徹底的に整理肅正し且つ之等の惡傾向を防遏阻止することなくは社會の安寧幸福は遂に破壊せらるゝに至るべきやも識るへからず從來各種救濟保護制度の年を逐つて隆盛ならんとするは洵に慶すべしと雖も社會の欠陥に依りて生ずる落伍者薄倖者を救護するに止まり眞に時勢の要求する所に伴ひ地方の事情に適應して最も意義あり徹底せる方法を以て彼等を善導し向上せしむるの途を講ずるはこの不安を容易に一掃することを得るに至るべく而も斯の如き個別的基礎調査の完成若くは昔時の五人組制度に於ける如き隣保相扶の精神によりて善導教化の任を完ふするか如きは只之を法治の發達乃至警察制度の進歩のみに依りて期すへきにあらず必ずや社會奉仕の崇高なる精神を認め親しく細民と相折衝して濟世救民の事に當る篤志士人の力に俟たなければならぬ之れ大阪に於て方面委員制度を創設せる所以である

方面委員は左の規程に基き一小學校の通學區域を一方面とし其の方面地區に十人乃至十四人を置くものにして方面區は漸次府下一般に普及せしむる方針なるも先つ以て大阪市内及接續町村中特に他地方より轉住せるもの多きを占むる工業地勞働者居住方面に就て之を設置する方針の下に大正七年十月大阪市内に十六方面區を設置し委員二百二十九名を囑託し次て大正八年一月市内及接續町村に十九方面を増設し委員二百四十七名を囑託し現今即ち三十五方面委員總數四百七十六名に達して居る委員は何れも方面區の設置と共に直に第一期に屬する必要事項の調査に着手し現に續行中である

此の外方面委員の事業としては最近着手せる乳兒保護施設及細民の貯蓄機關たる大阪庶民信用組合を數ふべく之れか進展を見るに至らば更に一段社會政策上に偉大なる効果を齎すべきこと、信する

方面委員規程

- 第一條 方面委員ノ區域ハ市町村小學校通學區域ニ據ル但シ土地ノ狀況ニ依リ區域ヲ分合スルヲ妨ケス
- 第二條 方面委員ハ關係市町村吏員警察官吏、學校關係者、有志者及救濟事業關係者中ヨリ知事之ヲ囑託ス

方面委員ハ名譽職トス

- 第三條 方面委員ニハ常務委員一名ヲ置ク
- 常務委員ハ委員ノ推薦ニ依リ知事之ヲ囑託ス

第四條 學校其他適當ノ場所ニ事務所ヲ設ケ專屬書記ヲ置ク書記ハ常務委員之ヲ選任ス

第五條 方面委員ハ關係區域内ノ狀況ヲ詳ニシ大凡左ノ調査及實行ニ從事スルモノトス

一、關係區域内ノ一般的生活狀態ヲ調査シ之カ改善向上ノ方法ヲ攻究スルコト

二、要救護者各個ノ狀況ヲ調査シ之ニ對スル救濟方法ノ適否ヲ攻究シ其ノ徹底ニ努ムルコト

三、現存救濟機關ノ適否ヲ調査シ其ノ區域ニ新設ヲ要スヘキ救濟機關ヲ攻究スルコト

四、其他特ニ調査實行ヲ委囑セル事項

第六條 方面委員ノ調査研究ニ依ル事業ノ實施ハ主トシテ都市町村公益法人及有志ノ施設ニ俟ツモノトス

第七條 各方面ニ於ケル事務ノ聯絡統一ヲ圖ル爲メ各方面常務委員聯合會ヲ設ク

聯合會ハ各方面常務委員ヲ以テ組織シ知事ニ於テ必要ト認ムル場合隨時之ヲ開會ス

第八條 府市ニ幹事ヲ置ク

幹事ハ府市區ノ救濟課係員及警察署員中ヨリ知事之ヲ選定ス

第九條 委員及従事員ハ所定ノ章ヲ帶用ス

第十條 書記ハ有給トシ事務所雜費ハ必要ニ應ジ之ヲ支辨ス

方面委員ニ關スル參考項目

一、方面區域ノ設定ハ府下一般ニ普及セシムルノ趣旨ナルモ最初ハ先ツ市内及市ノ接續町村特ニ他地方

ヨリ移住セル者ノ多キヲ占ムル工業地區勞働方面等ニ就テ之ヲ設定スルノ方針ナリ

二、方面委員ハ可成其職務ニ就テノ趣味ト熱心ト理解ト時間トヲ有スル者ナルヲ要望スルハ勿論ナルモ

一面ニハマタ相當ノ素養アリ人格アル者ヲシテ此ノ職務ヲ學バシムルノ趣旨ニ依リ廣ク關係區域内

ニ物色シテ隠レタル一般有志者ノ中ヨリ之ヲ選拔スルノ方針ナリ

三、方面区内ニ居住セサル者ト雖モ土地、家作、工場、其他職務上ノ關係ヲ有スル者ハ之ヲ方面委員ニ選

任スルコトヲ得

四、方面委員ノ職務ニ關シ事宜ニ依リ顧問、評議員又ハ相談役ヲ置クコトヲ妨ケス但シ常務委員ヨリ之

ヲ委囑ス

五、常務委員ハ成ルヘク官公吏以外ノ者ヨリ之ヲ推薦セシムルヲ可トスヘシ

六、方面委員ノ數ハ一方面區ニ付約十人ヲ以テ定員トス各委員ニ付キ其ノ分担區域ヲ定ムルヲ便トスヘ

シ

七、方面委員ノ内少クモ一人ハ毎日又ハ隔日ニ一定ノ時間(日没後約一時間)輪番交代シテ事務所ニ出勤

スヘシ

八、事務所ハ學校、寺院、社務所等ノ一室ヲ以テ之ニ充ツヘシ方面委員ノ集會ヲ要スル場合ノ便宜ヲモ考

慮スヘシ

九、書記ノ俸給ハ月額約三十圓乃至四十圓ノ見込女子ヲ以テ之ニ任スルモ妨ケス

一〇、書記ノ選任ニ付テハ決定前一應府幹事ニ打合セヲナスヘシ

一一、方面委員ノ職務要項凡ソ左ノ如シ

一般生活状態ノ調査ノ爲メ時ニ自ラ部内ノ巡視又ハ家庭訪問ヲナスコト常ニ警察、學校、神社、寺院、教會、衛生組合、在郷軍人會、青年會、其他ノ各種ノ公共機關ト密接ナル聯絡ヲ保チ一般生活状態ノ真相ヲ詳明スルニ努ムルコト

調査ノ結果ハ臺帳ニ記入シ異動アル毎ニ可成迅速ニ之カ加除訂正ヲナスヘシ
臺帳ハ「カード式」ニ依ルヘシ

方面委員會ハ毎月少クモ二回以上之ヲ開キ會議ノ經過ハ議事録ニ之ヲ記載スヘシ

家政、育兒、其他各般ノ人事關係ニ付相談ヲ乞フモノアル場合ニ緩急難易ヲ計ツテ或ハ自ラ之ニ應ジ或ハ他ノ相當機關ニ委嘱又ハ紹介ノ勞ヲ取ルハ勿論假令請求ナキモ進ンテ相當ノ指導又ハ助力ヲ與フルノ注意アルヲ要ス

諸届ノ勵行ニ注意シ法規上ノ手續ヲ勵行セサルカ爲メノ變態的家庭關係(内縁、私生子ト云フカ如キ)ヲ肅正スルコトニ努力スヘシ

妊産婦及ヒ嬰兒ノ健康保全ノ上ニ周到ナル注意ヲ加フルヲ要ス生計困難ノ者アルヲ認ムルノ場合ニハ先ツ其原因ヲ調査シテ之ヲ取除クノ方法ヲ講究スヘシ

例ヘハ失業又ハ不適當ナル職業カ貧困ノ原因ナルトキハ之ニ適當ノ職業ヲ斡旋シ子女ノ係累カ貧困タルトキハ之レカ保育ヲ或ル機關ニ委託セシムルカ如キ手段ニ出ツヘシ

救済ノ必要ヲ認ムルノ場合ニハ可成迅速ニ之レカ手續ヲ爲シ且ツ受救後ハ一日モ早ク其ノ境遇ヲ改善セシムルコトニ指導ヲ怠ラサルノ留意ヲ要ス方面委員ハ公私各種ノ救済機關ト親密ナル聯絡ヲ保チ事ニ臨ンテ敏捷機宜ヲ誤ラサルノ措置ヲ取ルヘシ生活安定ノ方法トシテハ市場ノ購買組合、金融機關等利用ノ道ヲ開クヘク尙ホ労働階級者ノ主婦等ニ對シテハ常ニ家政ニ關スル智識ノ普及ヲ計ルヘシ

少年少女ノ職業及ヒ労働ノ上ニ格段ノ注意ヲ加ヘ其ノ健康、風紀及經濟的能力ノ保全ニ努ムヘシ

特殊夜學校ノ施設ハ動モスレハ之レアルカ爲メニ反テ學齡兒ノ不就學ヲ多クシ且ツ學齡兒ヲシテ不適當ナル労働ニ虐使セシメラル、ニ便スルノ弊ナキヲ得ス方面委員ガ現存救済機關ノ適否ヲ調査スル必要アル所以ノ一例ナリ

濟世會發行ノ施療券ノ配給、窮民救助、行旅、病死人取扱、感化法ノ施行(身上調査、院外教育等)ニ關スル郡區役所、又ハ警察署主管ノ事項ハ追テ其ノ全部又ハ一部分ヲ方面委員ニ委嘱スルコトアルヘシ

一二、方面常務委員聯合會ハ毎月一回府廳内ニ之ヲ開ク聯合會ニハ必要ニ依リ方面委員又ハ救濟事業關係者ノ出席ヲ求メ其ノ意見又ハ報告ヲ聽取スルコトアルヘシ
其他一般聯合會ニ門スル規定ハ別ニ之ヲ定ム

方面委員第一期調査要項

第一期調査トシテ先ツ諸般計畫ノ基本タル區域内住民ノ生活狀態ノ基礎調査ニ着手スル傍ラ其ノ調査中發見シタル變態的家庭關係ノ肅正、病者ノ救療及幼兒保育ニ助力ス

第一、生活狀態ヲ調査スルコト

イ、第一種第二種ニ區別シ各別ニ台張カードニ記入ス

ロ、第一種ハ獨身ニシテ自活ノ途ヲ得サルモノ、獨身ニアラサルモ其扶助者ナク自活ノ道ヲ得サルモノ及ヒ疾病其他ノ事故ニ依リ自活困難ナル貧困者トス

ハ、第二種ハ大凡家賃七圓收入二十五圓位迄ヲ標準トシ家族ノ員數職業ノ安否生活ノ狀態等ヲ斟酌シ家計餘裕ナキモノトス

ニ、一方面ノ調査ハ之ヲ取纏メ統計表カードニ記入ス

第二、戸籍ノ整理ニ付助力ヲ爲スコト

イ、内縁ノ妻ヲ戸籍上ノ正妻トスルコト

ロ、私生子ヲ父母ノ戸籍ノ整理ニ依リ嫡出子トナシ又ハ父ノ認知ニヨリ庶子トナスコト

ハ、無籍者ヲ就籍セシムルコト

ニ、右戸籍ノ整理ニヨリ從來受クルコトヲ得サリシ軍事救護其他ノ利益ヲ妻子ニ及ホスコト

ホ、戸籍ヲ整理シタルモノハ台張カード備考欄中ニ其事ヲ記載ス

ヘ、家庭ノ内事ニ立入ルコトナレハ充分ノ理解ト同情ヲ以テ懇切ニ相談相手トナリ手續ヲ進ムルニ非ラサレハ目的ヲ達シ難ク此邊十分考慮ヲ要ス

第三、救療ヲ徹底セシムルコト

イ、濟生會診療券ヲ委員ニ委託シ各家庭ニ付必要ノ者ニ交付ス

ロ、市醫師會診療券齒科醫師會實費診療券ヲ前同様ノ方法ニ依リ交付ス

ハ、診療券ヲ交付セシモノハ台張カード備考欄ニ其事ヲ記入ス

ニ、診療券ハ從來通縁故事情ニ依リ必要以外ノ個所ニ濫用セラレタルモノナシトセス此点ニ付注意ヲ要ス

第四、幼兒晝間保育所ノ利用其他幼兒教養ニ關スルコト

イ、保護者ナキ爲メ幼兒ノ教養保育十分ナラサルモノ及ヒ幼兒ノ爲メ父母ノ働キヲ妨ケ家計困難ナルモノ、爲メニ最寄晝間保育所ニ幼兒ヲ委託スルノ途ヲ教ヘ其手續ニ付必要ニ依リ助力ス

(面表) 紙用ド1カ帳台

第 號 第 種	方面	戸主ノ	住所氏	名職業	生年月日	家族状況	生活状態

(面裏)

考	備

ロ、漫リニ幼児保育ノ煩ヲ避クル爲委託スルカ如キハ却テ種々ノ弊害ヲ伴フモノナレハ此邊周到ナル調査ヲ要ス

ハ、貫子里子等ノ教養ニ就テ特別ノ注意ヲ要ス

第五 其他必要ト認ムル事項ニ付調査助力ヲナスコト

(注意)台帳カード用紙ハ凡テ府ニ於テ印刷ノ上交付ス

この大阪方委員制度の如何に適切恰當にして其委員の活動の目覺ましきものありて社會事業に貢獻しつゝあるかを紹介するため大正九年十一月大阪府に於て發表したる方面委員取扱救護件數表及び方面委員施設の組織及成績を別記すること、した仍ち之により幾多の事象を探究すること出来るのであると思ふ又大正十年度に於て方面委員が主体となりて資金壹百五十萬圓を投し貧民救護の機關たる大阪庶民病院を創設すべく審案中であると云ふことである、之の具体的計畫を完整し其委員が火の如き活動ごを想ふときは實に其の効果の偉大なる私の筆舌の到底克く盡し得ざるものあるべきを信じて疑はず

自大正八年一月至大正九年十月 方面委員取扱救護件數

要 項	細 目	件 數	要 項	細 目	件 數
相談指導	生活上	六二九	計	病氣見舞	二、四二五
	育兒上	二〇一		治療券交付	二、二四二
	衛生上	四七四		市衛生課治療券交付	九、四九〇
	戸籍上	九一七		市醫師會治療券交付	四六
	人事上	一四七		特別診療券交付	一九
家事上	五七			三三八	

大阪府の社會事業

保健救療

療養費救助	八七
入退院取扱	八七二
病院施療取扱	二四七
開業醫減價施療取扱	二二九
妊産婦乳兒保護取扱	九五
行旅病人取扱	八三
産婆施療取扱	一八
實費診療取扱	二五
計	一三、七九一
浮浪者救濟	二七
保育委託	一九五
育兒委託	三七
迷子保護	一一〇
修徳館入館願扱	五
學用品給貸與	二〇〇

授業料免除補助取扱	一六
就學勸説	三一
入退學取扱	五五七
轉學取扱	二九一
孤貧兒救濟	二七
幼稚園入園取扱	一七
計	一、七八五
借家周旋	七九
奉公世話	七〇
職業紹介	三九六
森下石井小資金貸出返納取扱	二〇四
葬式世話	五九
身元保證	一四
養子縁組世話	四
歸郷世話	一九

大阪府の社會事業

戸籍整理

計	八四五
寄留届取扱	一、七二六
轉籍届取扱	一六〇
出生死亡届取扱	七六六
無籍者整理	三一八
内縁者整理	二〇五
私生兒整理	二七一
家督相續手續取扱	七一
隠居同上	七
養子縁組全上	三三
分家全上	二九
婚姻全上	七七
離婚全上	九
失踪宣告取消全上	四
死亡者抹消全上	一五

廢家全上	一〇
廢嫡全上	一
戸籍訂正許可申請	三〇
計	三、七二二
生活費一時給貸與	三五三
葬儀費給貸與	一三七
入院料給貸與	七
施米券慈善券交付取扱	二一、〇七八
行商内職資金貸與	一九
訴訟費補給	一
方面慈善資金給與	三
戸籍法違反過料給與	三〇
戸籍謄本申請手数料給與	一九七
戸籍訂正許可申請全上	一四
病氣見舞金給與	五〇

金品給與	一七
------	----

業事會社の府阪大

治療費給與	一三三	公費救助全上	一一
歸國旅費等給與	三二	親類扶助交渉	二七
寄贈金品給與取扱	三二三	鍼灸術免許狀下附申請手續取扱	三
香典寄贈	五七	火葬料認可証全上	一八
廉賣券交付取扱	二八	其・他	一一
日用品廉賣券全上	三四六	親族會議招集取扱	一一
入浴券全上	一五七	家屋明渡家賃値上紛争調停	一四
理髮券全上	二九四	人事全上	二八
入院車馬賃補給	二二三	貧困証明書交付	二四
計	二二、一五一	營業稅免許出願取扱	二
火葬料減免取扱	二二	願届書代書	三二六
特許出願手續全上	一	葬式會葬	三〇
養老院入院取扱	二二	毛布貸與返納取扱	二二六
授産部收容取扱	一	戸籍謄本下附申請取扱	八四〇
軍事救護出願手續全上	二九	雜件	五三八
		計	二、四七三
		合計	四八、一九二

一八

方面委員施設の組織及成績

輓近我國に於ても各地到る處に種々の社會施設の發達普及を見るに至らんとするの傾向あるを認むる所なるか其内容に就て之を見れば往々にして尙ほ貧弱幼稚僅かに施設の形式を備ふるに過ぎずと認むべきもの不尠大阪の社會事業は比較的名實相備はるもの多く其利用活動の實際に於ても確かに他に誇るに足るの出色あるを信する所なり而して其の此の如くなるを得たる所以に就ては固より他に種々の原因もあるへしと雖も方面委員の施設か之に對して最も有力なる一原因を爲したりと云ふの事實を是認せざるを得ず方面委員の使命は一言にして之を掩へは社會測量の任務を行ふと云ふに歸着す曾て林市藏氏が大阪府知事として全地に赴任するや我國商工業の中心地たる大阪に於て時代の趨勢に順應すべき各種の社會的施設の活躍を全ふせしむることの殊に急切なるものあるを感し熱心此に考慮を凝らし計畫を運らす所あり偶々米騒動當時に於ける廉米販出の實況を目撃し市内又は市の接續地域に於ける細民生活の状態を視察するの機會に於て救はるべくして救はれざる不幸の悲境に苦吟しつゝあるもの、少なからざる事實あるを認め既設社會的事業の利用活動に於て意外に不徹底の甚しきものあるに失望し如何にもして之を革新奮興するに至らしめんとするの心甚だ切なり之れか動機となつてこゝに民間有志本位の組織にかゝる社會測量機關として方面委員制度なるもの、設定を見るに至りたる次第なるか本制度の成立は大正八年十月にして差向き先づ細民又は地方より移住し來れる労働階級者の比較的多數なる新市街及接讀町村

三十五方面を選んで此の制度を施行することゝなせり一方面的區域は小學校通學區を標準とし當該地の土着者にして斯業に興味を有し平素公共の事業に盡瘁する經歷ある有志の向より選抜するの方針の下に各方面に就き平均十五名全体を通して約五百二十名の方面委員をば大阪府知事より囑托し方面委員の互選に依り更に各方面に一人の常務委員を擧げ是れまた知事の囑託に依つて事務統一の責任に當らしむるの組織とす方面事務所は當分の内小學校の一室を以て之に充て専囑書記一名を置き書類帳簿の整理其他諸般の雜務に従事せしむ方面委員は總て名譽職とす書記の俸給其他方面事務に關するの經費は府廳より之を支辨す府廳に於ける財源としては創設の當時數ヶ月間は市内有志者の寄附金を以て之に充當せしも其後廉米資金殘額約二十五萬圓の配當を受けたるか爲めに本施設の經營上稍々其基礎の確實なるものあるを見るに至れり

方面委員の使命か社會測量にあること既述する所の如くなるか尙ほ現に其の管掌しつゝある職務の内容を詳記せんに方面委員は差向き先づ無産階級者に就て其生活の實況を調査することゝし假りに無産者を極貧者と次貧者との二類に分ち前者に屬すべきものは事實他の救護を受くるに非らされは其日の活計をなし能はざるの窮境に在る者(第一種)を指し後者としては今現に自活し能はずと云ふにあらざるも生活に餘祐なきか爲めに一朝若し何等かの事故に遭遇するの場合には忽ち糊口の道を失ふの悲境に陥るべき危険の状態に在る者(第二種)を擧げしむることゝ爲せり調査は可成方面委員の營業關係社交的機會等を利用

用し口を以てせずして目を以てし目を以てせずして心を以てするの「タクチャク」に依り調査の爲めに調査をなすか如き官僚的形式の弊に陥らざらしめんことを期せり調査の結果は一々之を事務所備付のカードに記入せしむ民衆生活の状態は常に變轉極りなきものなるが故に若し唯々一時的の調査に止まると云ふか如きものなりとせば普通一般の貧民統計又は貧民調査と同しく個々の貧民に就ての現實的生活状態を測量するの活材料となすに足らず社會測量技師たる方面委員の手に成る調査カードは現實的貧民世帯の活寫真たらしむるを本領となすか故に調査の繼續的不斷的なると共にカード記入の事項もまた常に加除訂正を施されつゝあるものとす、殊に方面委員の職務は獨り生計状態の測量をなすに止まらず測量の結果に依り救護の必要ありと認めたるものに就ては之れに對し精神的又は物質的機宜の措置を行ふの責任を有するか故に其結果は多くの場合に貧民生活状態の變化を現出するに至らしめざるを得ず適切なる救護の措置に頼つて窮困の禍源より取り除かれ得るとなれば極貧世帯の次貧に轉し次貧世帯たりし者は危険線を脱して終に貧民カードより削除せしめらるゝ幸運に向上し得るの理なり此の意味に於て方面委員の調査カードは一面にまた最も有力なる功果票の用を爲すものなりと謂ふことを得へし

調査カードの理数は各方面を通して既に戸數九千七百、人員三萬八千余の多きに及へり勿論この以外に轉居死亡又は生計状態の改善等の爲めに除票したる分も少からず貧民調査に就ての從來の經驗に依れば被調査者に於て兎角嫌惡の心を以て迎ふるか爲めに真相を知るに一層の困難あるを免れさりしも方面委員

に對しては寧ろ好感を表し進んで彼より問はざるに語るの態度に出て測量の目的を徹底せしむる上に頗る好都合なるを得るの事實なり是は蓋し彼に取つて有形無形の利益の伴ふものあるを諒解せるが爲なるへしと雖も方面委員の献身的努力が深く彼等の信頼に繋ぐに非ざざるよりは決してまた此の如くなる能はざるべきを信する所なり各方面委員は輪次交代して毎日又は隔日事務所に出勤するの外は毎日一回以上開催する所の委員會に出席して其の取扱事務に關する諸般の打合せ又は報告をなすの義務を有す常務委員はこの以外に毎月一回聯合委員會に臨んで其担任方面を代表する報告をなし一般方面事務に關する協議に與かる等任務頗る多端なり本施設の旨趣及び効績の漸次無産階級者の間に普知せらるゝに至りたる爲めに近來彼等の事務所又は委員の私宅を問ふて救護其他人事百般に關する指導助力を申出づる者甚た多く委員の私宅などに於ては家人をして應接に多忙を感せしむるのみならず或は深更門を叩いて急を訴ふる者或は給食應急の手當をなすの必要により一時被救護者の引取を余義なくせしめらるゝと云ふか如き場合も少からず或る方面委員か其の實驗談を述べたるもの、中に「殆んど家内総掛りの仕事」なりと謂へる所を以て之を見るも其繁雜の一斑を知るべく現に或る常務委員の如きは其職責を果すことに全力を傾注せしめんとすの決心より多年關係し居りたる他の總ての公職を辞退するに至りたりとのことなり方面委員の取扱ひたる相談指導、保健救療、育兒獎學、周旋紹介、戶籍整理、金品給與、其他雜件として

の救護事項は大正八年一月以降大正九年十月末日迄の間に總計四萬八千件殆んど五萬件の多きに及へり

而かも其件數として表面の數字に表はるゝまでの裏面には幾多の波瀾曲折の潜在するものあること謂ふを俟たす之れか爲めに方面委員の時間と私財と努力と心血とを費したる内容に就ては計數の全く黙して語らざる所なるのみならず彼れか慘憺たる苦心を凝らして而かも適實有効に且つ廣き範圍に亘つて目覺ましき救護の成績を収め得たるものにして全く計數の上に現れざるものあり寧ろ其働きありしか爲めに計數を減少するに至らしめたるか如きもの少しとせす例へば或る方面に於て細民間に於ける間食の積弊を矯正したるか爲めに此の一舉能く以て經濟的には一年數萬若くは十數萬圓の節約となり衛生的には各種の疾病殊に傳染病の流行を例年半數以上にまで減少し得たりと云ふか如きこれ等の成績に就ては之を計數に表示し能はざるは勿論この隠れたる活動の效果に依り救護件數としての最も多きを占むる所の保健救護及び金品給與の取扱事件數を減少するに至らしめたること頗る著しきものあるを想像するに難からざる所にして計數上の分量のみによつて方面委員の内容的活動の實質を判定する能はずと謂ふ所以なり方面委員の處理事項は殆んど一件として苦心慘憺の結晶とも稱すべきものに非ざるはなきが中にも或は悲劇あり喜劇あり直ちに寫して以て長編の活小説となり時代劇の脚本となり得るもの若くはまた修身教科書の最適資料たらしむるに足るもの少なからず戶籍整理の働きに依り幾多の細民階級者をして公民たり市民たり帝國々民たるの資格を備へ權義を全ふするを得るに至らしめたるだけでも其効績の頗る大なるものありと斷言するに躊躇せざる所なり、況んや尙隣保相助の國粹的社會奉仕の美風を發揮するに

よつて人心の平和を奨め生活の安定を圖るに遺算なからしむるを得ると謂ふに於ておや
 方面委員制度の實施により大阪に於ける公私各般の既設社會事業の能率増加即ち利用活躍の一層目覺ま
 しきものあるに至りたるは勿論大阪の實際要求しつゝある社會施設の何物なるかも方面委員の實驗に徹
 して之を確認するを得るに至れり最近勃興を見るに至りたる各種の施設の如きも何れも皆この實際の要
 求を充すだけの目的を以て經營を試みたるものに非ざるはなし、これ等の新施設が規模の大小に應じて
 各々其の緊張せる完全能力を發揮しつゝあるを得る所以の偶然ならざるを知るべきなり、之れを要する
 に方面委員制度は少くも大阪に於ける一般社會事業に對して確かに新紀元を劃成するに至らしめたるの
 効果を擧げ創設當時を回想して十年以後に豫期したる成績をば僅かに二週年の短かき期間に之を收め得
 たる感あり

(ロ) 乳兒の保護施設

輒近大阪市に於ける人口集中の傾向は延ひて衛生設備を缺くの地帯を生じ兒童の幸福を減殺し其健全な
 る發育を阻止しつゝあり、就中乳兒死亡率の増加の如きは現代生活の産める必然的結果にして各國共通
 の憂ふべき事象なるを以て銳意之が對策を講しつゝある問題である、最近の統計に徴するに全國平均一
 歳未満の死亡率出産千に對し百五十八の高率を示し大阪市の如きは實に二百四の多きに上り世界文明都
 市に見る能はざる現象を示しつゝある、又私生子の死亡率も年々共に増加し大阪市の於ては出産千に對

し三百二十を示して居る、之れ兒童保護上實に等閑に附すへからざる問題で幼年労働者の保護、細民階級
 兒童の保護救養、少年虐待防止の如き何れも統轄して普遍的に施設を要するものなるが先づ第一に妊産
 婦と乳兒の保護を奨励し嬰兒死亡率の低下を圖るは兒童保護上當面喫緊の問題である
 乃ち同方面委員はこの意義に基て一昨年十二月常務委員會に於て妊産婦及び乳兒保護の件を議決し關係
 官公衛、公益団体、専門施設其他有志者の諒解と協力を求めて別記方法により昨年三月愈々之が實行に着
 手し堅實なる効果を收めつゝあるのである

乳兒保護施設方法

- 一、妊婦又ハ産婦ニシテ生計困難其他ノ事情ノ爲メ攝養、治療、助産、生兒保育等ニ必要ナル注意ヲ缺キ
 又ハ手當ヲナシ能ハサルモノニ相當助力ノ方法ヲ講スルコト
- 二、前項ノ助力ヲ乞ハントスル者ハ可成受胎後五ヶ月以内ニ警察官署、方面委員事務所、衛生組合事務所、
 市立兒童相談所、恩賜財團濟生會診療所、又ハ弘濟會保育所ニ申出ヲナサシムルコト
- 三、警察官署其他ニ於テ前項ノ申出ヲ受ケタルトキハ直ニ其旨ヲ方面委員事務所ニ移牒スルコト、方面
 委員ノ設置ナキ所ニ在リテハ大阪府社會課ニ移牒スルコト
- 四、方面委員ハ其ノ部民ノ生活状態ノ調査ニ際シ特ニ妊産婦ノ有無ニ注意シ第一項ニ該當スル者アリト
 認メタルトキハ進ンテ之カ助力ニ關スル必要ノ措置ヲ取ルコト警察官吏(殊ニ戸口調査ノ任ニ當ル)衛

生組合員、恩賜財團濟生會職員(殊ニ醫員、巡視員)産婆等ニモ亦前項ノ注意ヲ求メ直接本人ニ對シテ助力申出ノ手續ヲ指示シ又ハ其認知ノ事實ヲ方面委員事務所又ハ大阪府社會課(方面委員ノ設置ナキ場所)ニ移牒ヲ請フコト

二六

五、助力ノ手段トシテ取ルヘキ要項凡ソ左ノ如シ

- イ、妊産婦ノ心得ヘキ事項ヲ指示スルコト
- ロ、醫師又ハ産婆ノ手當ヲ受ケシムルコト
- ハ、妊婦ニ對シテハ其健否ニ不拘成ルヘク相當ノ時期ニ於テ醫師ノ診療ヲ受ケシムルコト
- ニ、醫師、産婆、乳母手傳等ノ依頼又ハ備入、入院、牛乳ノ供給等ニ關スル斡旋ヲナスコト
- ホ、衣類、臥具、滋養食及分娩ニ際シ助産ニ必要ナル消毒其他ノ器具材料類ノ貸附又ハ供給
- ヘ、炊爨、洗濯、幼児保育等ニ關スル家政上ノ補助ヲナスコト
- ト、産兒ノ措置ニ關シ必要ニ應シ里預、又ハ恤救ニ依ル保育方ノ斡旋ヲナスコト
- チ、産兒哺育上ノ注意ニ就テ指示ヲナスコト
- リ、出産届ノ指示又ハ代辨ヲナスコト
- ス、妊産婦ニ適當ナル職業ノ指示又ハ紹介ヲナスコト
- ル、分娩後凡ソ一ヶ月内ニ於ケル生計費ノ補助ヲナスコト

ヲ、治療費又ハ助産費ノ補助ヲナスコト

ワ、費用ノ補助ハ貸附ヲ原則トスルコト

注意、費用ノ補助ハ必要已ムヲ得サル事情アル場合ニ限ルヘク特ニ職工、被傭者其他ノ労働者ニ就

テハ工場主、傭主、親方又ハ出入先ノ關係者ヲシテ相當救護ノ責任ヲ盡サシムヘク居中斡旋ノ

勞ヲ探ルコト

六、本事業ノ徹底ヲ圖ランガ爲メニ左ノ諸機關ト圓滿ナル聯絡ヲ取り其担任又ハ協力ヲ求ムルコト

警察署、市區役所及町村役場、大阪府社會課(特ニ市立産院、市立兒童相談所、市立職業紹介所、市立簡易食堂、市町村衛生組合、大阪府醫師會、大阪市醫師會、恩賜財團濟生會(特ニ病院、診療所、巡視員)大日本赤十字社大阪支部(特ニ赤十字病院)弘濟會(特ニ保育部、各保育所、育兒部、救療部、慈惠病院、生野保養所)市立大阪府衛生會、産婆會、産科病院、産院妊婦援所、婦人科開業醫及産婆、大阪救濟事業同盟會、博愛社其他ノ私立保育機關(孤兒院、保育所等)各種ノ婦人會、私立職業紹介所、大阪毎日新聞慈善團(巡回施療部)

七、第二項ノ申出又ハ第三項ノ移牒ヲ受ケ若クハ第四項ノ認知アッタルトキハ直ニ妊産婦ノ心得、乳兒哺育、出産届出等ニ關シ必要ノ事項ヲ記載シタル摺物ヲ當該者ニ交附シ尙方面委員ハ相當時機ニ於テ親シク該當者ニ接シテ摺物ノ説明其他助力ニ關スル相當ノ措置ヲナスコト

乳兒保育ト出産届ノ心得

- 乳兒哺育ノ心得
- 一、赤坊ガ生レタラ母乳ハ出産ノ日カラ哺マセテ差支ナイ
母乳ハ出來ルタケ時間ヲ定メテ哺マセヨ、赤坊ガ泣度ニ乳ヲ與ヘルナ、却テ害ニナル
普通ノ赤坊ナラハ産後一週間位ハ晝間ハ凡ソ二時間ニ一回夜間ハ三四時間ニ一回一週間以後ハ晝間ハ
三時間ニ一回夜間ハ三四時間ニ一回母乳ヲ與ヘヨ
 - 二、脾胃イ赤坊ノ時ハ母乳ノ哺マセ方其他ニ付醫師トヨク相談セヨ、醫師ハ方面委員事務所ニテオ世話
スル
 - 三、母親ガ脚氣又ハ重イ病氣ニ罹ツテ居ルトキハ乳兒ニ母乳ヲ與ヘルナ、醫師ノ指圖ヲ受ケテ牛乳其他
ノ滋養品ヲ飲マセヨ
 - 四、乳兒ノ大便ニ氣ヲツケヨ、何カ變ツタコトガアツタラ早ク醫師ニ診テ貰ラヘ
 - 五、乳兒ハ大抵生後四五日頃カラ黄疸ヲ起シ皮膚ガ黃色クナル是ハ自然ニ癒ルノガ普通テアルカ機操ガ
強ク黃色ニ染ル程ナラハ醫師ノ手當ヲ受ケヨ、其他乳兒ノ身体ニ異常ガ見ヘタラ早ク醫師ニカ、レ
六、乳兒ニ冷ヘハ禁物寒イトキヤ冬ニ乳兒ヲ獨リテ寝カセルトキニハ湯タンボヲ入レヨ、初毛ハ剃ラヌ
ガヨイ

七、牛乳ヲ乳兒ヲ育ダテルトキハ次ノ様ニ牛乳ヲ薄メテ哺マセヨ

表 (省略)

出産届ノ注意

オ産ヲシタラ出産届ヲ早速區役所ニ差出サネハナラヌ、方面委員事務所又ハ方面委員又ハ衛生組合事務
所ニ依頼スレハ手續ヲシテクレル

妊婦ト産婦ノ心得

妊婦ノ心得

- 一、妊娠中デモ平生ト同シ様ニ働イテ差支ヘナイガ餘リ腹ニ力ノ入り過ル仕事ハ避ケルガヨイ、轉ハヌ
様ニ注意セヨ
- 二、身体衣服室内ヲ清潔ニセヨ熱イ風呂ヤ長湯ヲ慎メ微温湯ノ腰湯ハヨロシ
- 三、酸イモノヤ平生ト異タ飲食物ヲ無暗ニ澤山食ベルナ、身体ニ害ニナル
- 四、妊娠ト分ツタラ必ス直ク方面委員事務所(市内及接續町村ノ各小學校内ニ置カル)又ハ方面委員又ハ
警察官署又ハ衛生組合事務所ニ申出デヨ、醫師、産婆、オ産ニ必要ナ材料其他色々トニ付便宜ヲ得
ラル
- 五、悪阻ニハ精神ノ安靜ガ第一テアル、食物ヲ少シツ、幾回ニモ食ベヨ、熱クナイ湯ニ這ハルガヨイ、惡
ラル

- 阻ハ激シクナツタラ早ク醫師ニカ、レ、醫師ハ前記ノ方面委員事務所ナドデオ世話スル
- 六、足下腿ニ浮腫ガ出來ルノハ普通テアルガ其他ノ場所ニモ浮腫ガ出來タラ早ク醫師ニカ、レ
 - 七、便秘ニハ毎朝食前ニ湯吞ニ一二杯冷水(湯冷シナラハ尙良シ鹽又ハ砂糖ヲ一摘ミ入レルモヨロシ)ヲ飲ムガヨイ、野菜果實ノ類モヨシ、ヒドク便秘スルトキハ醫師カ産婆ニ灌腸シテ貰ラヘ
 - 八、排尿ノ度ニ痛ミカアルトキハ葯弱カ懷爐デ下腹ヲ程ヨク温メヨ、腰湯モヨイ、葛湯ヤ牛乳ヲ飲ムモヨイ、尿量ガ大變少ナクナツタリ全クナカッタトキハ直ク醫師ノ診察ヲ受ケヨ
 - 九、腹帯ヲシテモヨイガ餘リ強ク締メルナ
 - 一〇、惡イ下リ物カアツタリ出血シタラ直チニ醫師ヲ迎ヘヨ、醫師ノ來ルマテハ消毒シタ綿、カーゼノ類ヲ用ヒテ傷口ノ手當ヲセヨ、消毒シナイ普通ノ紙、綿、ボロナドハ決シテ用キルナ、一番危険テアル産婦ノ心得
- 一、産氣ガ付イタラ産婆ヲ迎ヘヨ、産婆ハ老人テモ若クテモ信賴シテ萬事ヲ任セヨ
 - 二、産後ニ熱ガ出タリ惡寒ヲ催シタリ下リ物ノ色ガ變ツタリ惡イ臭ノ下リ物ガアツタ場合ニハ直ク醫師ニカ、レ、産後凡ソ四五十日間ハ殊更身体ヲイタワレ
 - 三、食物、離床ノ時機其他産婦ノ心得ヘキ事柄ハ醫師ヤ産婆ニ訊ネテ其ノ吩咐ヲヨク守レ
- (ハ)大阪庶民信用組合

無産階級者の貯金奨励と生計費調節を圖る機關にして之亦方面委員の經營に係り左の趣意書により一層其設立の趣旨が明瞭する

趣意書

醇厚質實の民風を振興し儉素蓄財の良俗を順致せしむるは知事の屢々訓達せられたる所にして又吾方面委員の常に念とする所なり、然るに輓近産業界の好調に伴ひ各種労働者の所得著るしく増加せるに不拘其餘資を蓄積して將來の生活安定に備ふるもの尠きは諸物價の急激なる昂騰に依る生活費の膨張に因するものありと雖も亦華美放逸に流れ享樂に徒費せらるゝの弊なしとせず、斯くの如くして一朝經濟界の反動に際會し若くは不時の災厄に遭遇せんか忽ち悲境に沈淪するを免れず、戦後國力の充實を要する切なる時に當り如此弊風の矯正を圖るは洵に刻下の喫緊事なりとす

茲に於て八月二十日の常務委員會に於て小口貯金制度調査の義起り不肖等菲才を以て調査委員の任を托せられ乃ち我國に於ける現行貯蓄制度の重なるものとして郵便貯金、不動貯金銀行、貯蓄銀行、無盡會社に付調査したるに孰れも庶民金融機關として利用上の不便尠からざるものあり、一面低利資金の供給を容易ならしむると共に勤儉の美風と自治の精神とを涵養せしめ各人相互の福利を増進せしむるは信用組合の組織を措きて他に求むへからず、幸に之が經營宜しきを得て泰西に於ける庶民銀行たらしむるを得は市街地に於ける最も適切のものたるを疑はず、茲に本案を提出し諸君の審査を俟ち贊助を得んとす

大正八年十二月 小口貯金制度調査委員
右の提案に基き方面常務員委員會に於て數回の審議を重ねたる末昨年二月決定を見るに至り別記定款に依り設立許可

有限責任大阪庶民信用組合定款

第一章 總 則

第一條 本組合ハ左ノ事業ヲ營ムヲ以テ目的トス

一、組合員ニ産業又ハ經濟ノ發達ニ必要ナル資金ヲ貸付シ及貯金ノ便宜ヲ得セシムルコト

二、加入豫約者及組合員ト同一ノ家ニ在ル者、公共團體又ハ營利ヲ目的トセサル法人若クハ團體ノ貯金ヲ取扱フコト

三、組合員ニ對シ其ノ産業若クハ經濟ノ發達ニ必要ナル資金ノ爲メ手形ノ割引ヲ爲シ又ハ組合ノ區域内ニ居住スル組合員外ノ者ノ貯金ヲ取扱フコト

第二條 本組合ハ有限責任大阪庶民信用組合ト稱ス

第三條 本組合ノ組織ハ有限責任トス

第四條 本組合ノ區域ハ大阪府大阪市、西成郡豊崎町、同郡今宮町、及東成郡天王寺村トス

第五條 本組合ノ主タル事務所ハ大阪市西區江之子島上ノ町貳拾壹番地大阪府廳内ニ置キ左記四ヶ所ニ

從タル事務所ヲ置ク

大阪市東區半入町七百十八番地

大阪市西區九條通二丁目六百五十番地

大阪市南區逢阪下之町四千四十二番地ノ一

大阪市北區與力町一丁目三百三十五番地ノ一

第六條 組合員タル者ハ本組合ノ區域内ニ居住シ且獨立ノ生計ヲ營ム者ニ限ル
加入豫約者ノ資格亦同シ

第七條 産業組合法ニ基ク公告ハ本組合ノ揭示場ニ揭示シ且大阪朝日新聞ニ之ヲ掲載スルモノトス

第八條 本組合ノ存立時期ハ五拾ヶ年トス

第九條 組合財産ニ對スル組合員ノ權利ハ左ノ標準ニ依リ之ヲ定ム

一、出資金ニ對シテハ出資額ニ應シ之ヲ算定ス

二、準備金及特別積立金ニ對シテハ拂込濟出資累計額ニ應シ年度毎ニ之ヲ算定加算ス

三、其他ノ財産ニ對シテハ拂込濟出資累計額ニ應シ之ヲ算定ス

組合ニ損失アリタルトキハ之ヲ補填シタル組合財産ノ科目ニ對スルニ前年度末ニ於ケル持分ニ按分シテ控除シ持分ヲ算定ス第十七條ニ依リ特別積立金ヲ設備費ノ償却又ハ其他ノ支出ニ使用シタル

場合同亦シ

組合財産カ出資額以下ニ減少シタルトキハ出資口數ニ應シ持分ヲ算定ス

第二章 出資及積立金

第十條 出資一口ノ金額ハ金參拾圓トシ一組合員ハ五十口迄ヲ有スルコトヲ得

第十一條 出資第一回ノ拂込金額ハ一口ニ付金參圓トス

第十二條 第一回後ノ出資拂込ハ配當スヘキ剩餘金ヨリ拂込ニ充ツルモノ、外出資一口毎ニ毎年一月末七月末ノ兩度ニ各金五拾錢宛ヲ拂込ムモノトス

第十三條 出資ノ拂込ヲ怠リタルトキハ期日後一日ニ付其ノ拂込ムヘキ金額ノ百分ノ一ニ當ル過怠金ヲ徴收ス

第十四條 準備金ノ額ハ出資總額ト同額トシ其ノ額ニ達スル迄毎事業年度ノ剩餘金ノ四分ノ一以上ヲ積立ツルモノトス

第十五條 第五十六條ニ依リ拂戻ヲ爲シタル持分ノ殘額ハ之ヲ準備金ニ繰入ル、モノトス

第十六條 剩餘金カ準備金ニ積立ツヘキ金額及組合員ニ配當スヘキ金額ヲ控除シテ尙殘餘アルトキハ特別積立金、役員ノ報酬又ハ賞與金及翌年度ヘ繰越金ト爲スコトヲ得

第十七條 特別積立金ハ損失填補又ハ設備費ノ償却ニ充ツルノ外理事ノ合議ニ依リ之ヲ臨時ノ支出ニ處

分スルコトヲ得

第十八條 準備金及特別積立金ハ信用組合聯合會若クハ總會ノ承認ヲ經タル銀行ニ預入レ又ハ之ヲ以テ國債證券、地方債證券、貯蓄債券、勸業債券、日本興業銀行債券、北海道拓殖銀行債券、農工銀行債券若クハ總會ノ承認ヲ經タル社債券ヲ買入ル、ノ外他ニ之ヲ利用スルコトヲ得ス但シ特別積立金ハ總會ノ承認ヲ經テ事業資金ニ融通スルコトヲ得

第十九條 産業組合法第四十六條ノ二ノ規定ニ依ル拂戻準備金ハ供託郵便貯金法ニ依ル貯金若クハ證券保管又ハ信用組合聯合會ヘノ貯金トシテ之ヲ管理スルモノトス

第三章 組合ノ機關

第二十條 本組合ニ理事三十九名、監事九名ヲ置ク

理事ハ理事長一名及常務理事五名ヲ互選ス

理事長ハ組合事務ヲ總理シ組合ヲ代表ス

常務理事ハ常務ヲ掌理シ理事長事故アルトキハ主タル事務所ノ常務理事之ニ代ハル

第二十一條 理事ノ任期ハ三ケ年トシ監事ノ任期ハ二ケ年トス但シ再選ヲ妨ケス

補缺選舉ニ依リ就職シタル理事又ハ監事ハ前任者ノ任期ヲ繼承ス

理事又ハ監事ハ任期滿了後ト雖モ後任者ノ就職スル迄仍其ノ職務ヲ行フモノトス

第二十二條 辭任其ノ他ノ事由ニ依リ理事又ハ監事ニ缺員ヲ生シタルトキハ通常總會ヲ俟ツコト能ハサル場合ニ限リ臨時總會ニ於テ補缺選舉ヲ爲スモノトス

總會カ理事又ハ監事ノ解任ヲ決議シタルトキハ同時ニ其ノ補缺選舉ヲ爲スコトヲ要ス

第二十三條 總會ハ通常總會及臨時總會ノ二種トス

通常總會ハ毎年一回一月之ヲ開ク

臨時總會ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ開ク

一、理事カ必要ト認メタルトキ

二、産業組合法第三十四條ニ依リ監事カ必要ト認メタルトキ

三、總組員五分ノ一以上ヨリ會議ノ目的及招集ノ理由ヲ示シテ請求シタルトキ

第二十四條 總會ノ招集ハ少クとも五日前ニ書面ヲ以テ之ヲ通知スルコトヲ要ス

前項ノ通知書ニハ招集者之ニ記名スルコトヲ要ス

第二十五條 總會ハ總組員ノ半數以上出席スルニアラサレハ開會スルコトヲ得ス

總會ノ決議ハ出席シタル組員ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス

定款ノ變更、理事監事ノ選任、及解任、除名、解散及合併ノ決議ハ總組員ノ半數以上出席シ其四分ノ三以上ノ同意アルコトヲ要ス但シ合併ニ因リ組織變更ト同一ノ結果ヲ生スヘキ場合ハ總組員ノ同

意アルコトヲ要ス

第二十六條 總會ノ議長ハ理事長之ニ當ル理事長事故アルトキハ理事ノ一人之ニ代ル

第二十三條第三項第二號ノ場合ニ於ケル總會ノ議長ハ總會ヲ招集シタル監事之ニ當ル其多數ナル場合ニ於テハ其互選ニ依ル總會ニ於テ必要ト認メタルトキハ出席組員中ヨリ議長ヲ互選スルコトヲ得

第二十七條 組員ハ五人以上ヲ代理シテ議決權ヲ行フコトヲ得ス

第二十八條 總會ニ於テハ決議ヲ作り會議ノ顛末及出席者ノ員數ヲ記載スルコトヲ要ス

決議録ニハ議長及議長ノ指名シタル出席者二名以上之ニ署名スルコトヲ要ス

第二十九條 總會ノ議事ニ關スル細則ハ總會ニ於テ之ヲ定ム

第三十條 本組合ニ信用評定委員七十名ヲ置キ總會ニ於テ組員中ヨリ之ヲ選任ス

信用評定委員ノ任期ハ二ケ年トス但シ再選ヲ妨ケス

第三十一條 信用評定委員ハ何時ニテモ解任スルコトヲ得

信用評定委員ノ選任及解任ニ關シテハ理事監事ノ例ニ依ル

第三十二條 信用評定委員ハ毎年一月及七月ノ二回定會ヲ開キ組員中ヨリ信用ヲ評定シ信用程度表ヲ作成ス

第三十三條 理事、監事、及信用評定委員ハ正當ノ事由ナクシテ辭任スルコトヲ得ス

理事、監事及信用評定委員ニハ總會ノ決議ニ依リ報酬又ハ手當ヲ支給スルコトヲ得
第三十四條 本組合ニ書記若干名ヲ置キ理事長之ヲ任免ス
書記ハ理事、監事ノ命ヲ受ケ職務ニ従事ス

第四章 事業ノ執行

第三十五條 本組合ノ事業年度ハ毎年一月一月ニ始マリ十二月三十一日ニ終ル

第三十六條 組合員ヨリ貸付ノ請求アリタルトキハ理事ハ信用程度表及貸付金ノ用途ヲ考査シ其金額及貸付ノ方法ヲ定ムルモノトス

第三十七條 理事貸付ヲ爲ス場合ニ於テハ組合員ヲシテ保證人ヲ立テシメ又ハ擔保ヲ供セシムルコトヲ要ス

第三十八條 貸付金ノ辨濟期限ハ一ケ年以内ニ於テ之ヲ定ム但シ特別ノ事由アルトキハ三ケ年以内ニ於テ之ヲ定ムルコトヲ得

第三十九條 貸付金ノ辨濟ニ付テノ遅延利息ハ貸付金ノ利率ニ依ル

第四十條 理事ハ貸付金使用ノ實況ヲ監査シ、貸付ノ目的ニ反スルモノト認ムルトキハ期限前ト雖辨濟ヲ爲サシムルコトヲ得

第四十一條 手形ノ割引ニ付テハ第三十六條乃至第三十九條ノ規定ヲ準用ス但シ割引期間ハ三ケ月以内

ニ於テ之ヲ定ム

第四十二條 貯金ノ取扱ハ一回金拾錢以上トス

加入豫約者ノ貯金ハ一人ニ付出一口ノ金額ヲ超ユルコトヲ得ス

貯金ノ利息ハ毎年五月末及十一月末ノ兩度ニ於テ之ヲ元本ニ組入ル、モノトス

第四十三條 貸付金ノ利率手形割引歩合及貯金ノ利率ハ左ノ制限内ニ於テ理事之ヲ定ム

一、貸付金ニ付テハ年壹割以下

二、手形割引ニ付テハ日歩參錢以下

三、貯金ニ付テハ年七分以下

第四十四條 組合ノ餘裕金ハ信用組合聯合會、郵便局又ハ總會ノ承認ヲ經タル銀行ノ外他ニ之ヲ預入ル、コトヲ得ス

第四十五條 事業執行ニ關スル細則ハ理事之ヲ定ム

第五章 剰餘金處分並損失填補及分擔

第四十六條 剰餘金ハ準備金ニ積立ツヘキ金額ヲ控除シタル後ニ非サレハ之ヲ處分スルコトヲ得ス

剰餘金ノ配當ハ拂込濟出資額ニ應シ其率ハ年壹割以下トス

第四十七條 損失ノ補填ハ先ツ特別積立金ヲ以テシ次ニ準備金ヲ以テス

第四十八條 第一條第三號ノ貯金ニ關スル債務ニ付テハ各理事連帶シテ其責ニ任ス
前項ノ場合ニ於ケル分擔ノ割合ハ各理事ノ出資金額ニ應スルモノトス退任シタル理事ノ分擔ノ割合亦
同シ

四〇

第六章 加入及脱退

第四十九條 組合員ニ加入セムトスルトキハ申込書ヲ理事ニ差出スコトヲ要ス

理事前項ノ申込ヲ承諾シタルトキハ其旨加入者ニ通知シ出資第一回ノ拂込ヲ爲サシメタル後組合員名
簿ニ記載スルコトヲ要ス

第五十條 加入豫約ノ申込アリタルトキハ理事ハ其許否ヲ決シ申込人ニ其旨ヲ通知スルコトヲ要ス

加入豫約者ノ貯金額カ現在組合員ノ出資一口ニ對スル拂込金額ノ最小額ニ達シタル後ニアラサレハ之
ヲ組合ニ加入セシムルコトヲ得ス

第四十九條ノ規定ハ加入豫約者ヲ組合ニ加入セシムル場合ニ準用ス但シ此ノ場合ニ於テ加入豫約者ノ
貯金ハ其全部ヲ出資拂込ニ充ツルコトヲ要ス

第五十一條 加入豫約者カ第五十五條第二號又ハ第三號ニ該當スルトキハ總會ノ決議ニ依リ豫約ノ解除ヲ
爲スコトヲ得

第五十二條 持分ヲ讓渡サントスル場合ニ於テハ理事ノ承諾ヲ經ルコトヲ要ス持分ヲ讓受ケムトスル者

カ組合員ニ非サルトキハ出資ノ拂込ヲ爲サシメサルノ外第四十九條ノ規定ヲ準用ス

第五十三條 組合員カ脱退セムトスルトキハ其ノ事業年度末六ケ月前ニ其ノ旨ヲ理事ニ豫告スルコトヲ
要ス

第五十四條 死亡ニ因リ脱退シタル組合員ノ相続人カ遲滞ナク加入ノ手續ヲ爲シタルトキハ組合ハ被相
續人ニ對スル持分ノ拂戻計算ヲ爲サシテ之ヲ被相續人ト同一ノ權利ヲ有シ義務ヲ負フモノト看做ス

第五十五條 組合員カ左ノ事由ノ一ニ該當スルトキハ總會ノ決議ニ依リ之ヲ除名ス

一、出資ノ拂込、過怠金ノ納付、貸付金ノ辨濟、利息ノ支拂又ハ手形ノ債務ノ履行ヲ怠リ三ケ月以内ニ
其義務ヲ履行セサルトキ

二、組合ノ事業ヲ妨クル行爲アリタルトキ

三、犯罪其他ノ行爲ニ依リ信用ヲ失ヒタルトキ

第五十六條 組合員脱退ノ場合ニ於ケル持分ノ拂戻ハ其ノ拂込済出資額ニ止ムルモノトス但シ死亡禁治
産區域外ニ轉住其ノ他總會ニ於テ已ムヲ得サルモノト認メタル事由ニ因リ脱退シタル組合員ニハ持分
ノ全部ヲ拂戻スモノトス

第七章 解散

第五十七條 本組合解散シタルトキハ理事其清算人ト爲ル

第八章 附 則

第五十八條 本組合設立當時ノ理事及監事ヲ定ムルコト左ノ如シ但第一回通常總會ニ於テ之ヲ改選ス
(左記省略)

第三目 失業者の保護施設

前々年來濫興されたる各種事業に對する莫大なる資金の需要及異常なる物價貴騰に伴ふ貿易の入超は銀行業者の警戒と相俟て金融硬塞の因をなし殊に昨年三月株式綿糸の暴落を導火として一般經濟界に甚しき動搖を來し之が影響を受けて休業状態に陥りたるもの大阪府下に於て翌四月中百七十二に達し之が爲め解雇又は休業職工三千六百七十名を出したる有様である内二千二百二十名は歸農し其他の者も多くは夫々就職口を見出し得たるも尙其月末に於て未就業の状態にあるもの六百五十名を示した亦一面市立大阪職業紹介所の四月一日より二十日迄の勞働需給の關係は尙求人の求職に超過すること八百六十人を算し失業問題の前途は甚だ憂慮すべき状態にありしも經濟界は依然其の恐るべき現象を齎らして底止する所を知らざるを以て之れが對應の必要を認め四月二十九日府議事堂に於て失業保護に關する官民合同の協議會を開催し市府當局其他大會社工場の代表者と共に左記協定案を大体に於て決定し將來失業者の救出を見るか如き場合にはこの協議に基き相當保護救済の方法を講ずることとなつた

失業保護協議案

大 阪 府 會 社 業 事

大 阪 府 會 社 業 事

- 一、府下市郡ヲ通シ職工労働者ノ異動狀況ヲ調査スルコト
- 二、工場主カ職工労働者ノ解雇ヲナサントスル場合ハ豫メ其ノ時期員數ヲ業態別ニ相當期間ヲ置キ報告スルコト
- 三、工場主カ其所屬職工労働者ノ異動報告ヲ勵行スルコト
- 四、郡部必要ノ個所ニ職業紹介所ノ設置ヲ獎勵シ市部紹介所トノ聯絡ニ關スル事務ハ當分社會課ニ於テ取扱フコト
- 五、政府又ハ公共團體ノ道路、河川、鐵道等ノ諸工事陸海軍工場其他會社、個人ノ工場鑛山等ノ労働者需給状態ヲ調査シ豫メ勞働調節ノ準備ヲナシ置クコト
- 六、失業ノ種類ニヨリ成ルヘク其出身地方ニ歸還セシメ適當ナル職業ニ就カシムルノ途ヲ講シ場合ニヨリ歸農ヲ奨メ又ハ開墾地殖民地並海外ニ移住スルコトヲ勸奨スルコト
- 七、前項準備トシテ左記方法ヲトル事
 - イ、府下市郡町村ヲシテ開墾及農業労働ニ付調査報告セシムルコト
 - ロ、殖民地及海外移民ニ付關係官署移民取扱會社等ニ交渉ヲ遂ケ其狀況ヲ詳ニシ置ク事

ハ、移住其他必要アル場合ニハ旅費ノ補給船車賃ノ割引其他便宜ヲ與フルノ方法ヲ講シ置クコト
 八、工場主カ事業ノ規模ヲ縮少スルノ場合ニ於テハ就業時間ノ短縮賃金ノ調節等ニ依リ成ルヘク一時ニ
 多數ノ労働者解雇ヲ避クルノ道ヲ講スルコト

九、労働者解雇ノ必要アル場合ニ於テハ豫メ工場主ニ於テモ成ルヘク之ヲ他ニ就職セシムルコトニ就テ
 相當斡旋ノ勞ヲ取ルコト

一〇、労働調節及失業保護上各般ノ調査且實行ノ方法等協定スル爲メ官民合同協議會ヲ開設スルコト

一一、前項協議會ハ知事選定シタル官公吏ト五十人以上ノ職工労働者ヲ使用セル會社工場主ニ於テ選出
 セル委員並同業組合長等ヲ以テ組織シ定時又ハ臨時ニ開催ス

一二、共済組合ノ設ケアル會社工場ニ於テハ其組合並ニ一般事業主ニ於テ狀況ニ應ジ離職者保護ノ方法
 ヲ講スルコト

尙此ノ際共済組合ノ設置並ニ既設組合ニ對シテハ保護基金ノ増殖及勤儉貯蓄等ヲ奨勵スルコト

一三、公共團體又ハ公益團體等ニ於テ經營セル各種社會事業ニ對シ失業者保護ノタメ無料宿泊又ハ施療
 等特ニ相當留意スヘキ様通牒ヲ發スルコト

第四目 軍事救護

大正六年七月法律第一號軍事救護法及同年十月勅令第二〇六號軍事救護法施行令に依り大正七年二月一日

より實施せられたる救護である

明治二十七八年戦役以來數次の戦争に依り大阪府管内に於ても戦病死者や傷病兵を出したること少から
 す之等の者に對しては夫々扶助料や恩給を下附せらるゝ外廢兵院に收容せらるゝ途あるも恩給や扶助料
 類のみにては生計を支持し得ざるもの多く亦現役兵家族中にも其生計を困難となすもの尠ならず從來
 其の窮狀甚しき者に對し同府軍人援護資金を以て多少保護を加へたる弘濟會、愛國婦人會大阪支部等
 私設團體に於て僅かに之等遺族に對し救護をなすに過ぎざりしか軍事救護法の發布を見るに至り救護上
 に新生面を開きたることは彼等軍人家遺族に對する大なる恩典にして亦一面士氣の振興に關し多大の効
 顯を齎すこと、信する併し乍ら法の趣旨を普及するに於て其方法宜しきを得す必要あるものに對する恩
 典を洩らしたり濫救に亘りて情民徒食の者を出すか如きことあらは之れ法律制定の趣旨に悖り將來に患
 害を貽すへきにより慎重事に從ひ宜しきを制せんとし先づ諸般の注意事項や法規の解説を作製して夫々
 當路の者に配布し更に要救護者の利益を圖る爲め其生活狀態を調査して敏速救護の方法を講し亦物價騰
 貴に伴ふては経費の増額を行つた亦同法施行細則を改正して市區町村長の外最寄方面委員又は帝國在郷
 軍人會へも口頭其他便宜の方法により申出てをなし得る様改め尙方面委員在郷軍人分會員に於ても救護
 を要するものを發見したるときは直ちに市區町村長に通知せしむるの制度を取り専ら救護の普及に努め
 たる結果最近著しく救護者の増加を見るに至つた

軍人救護調

年度別	軍人家族		軍人遺族及傷病兵		合計	
	戸数	人員	戸数	人員	戸数	人員
大正七年度	一八二	四八六	六六	一四四	二四八	六三〇
大正八年度	三二七	八七七	九三	二〇三	四二〇	一、〇八〇

乃ち大正八年度は大正七年度に比して戸数人員は約七割金額に於ては實に十六割余の増加を示して居る而して一面護救の普及徹底を圖ると共に一面には又救護の出願に對しては必ず實地検査をなさしめて濫救を避くる様に注意して居る

第五目 部落改善

大阪府に於ける部落数は最近に於て六〇を算し人口男二六、一一八女二五、七七二合計五一、八九〇其戸数人口の多数なる全国中第三位を占むるの現状にあり而して之れが改善に關し施設すべきもの固より一二にして足らざるへきも教育、宗教の力により精神的向上を圖ると共に經濟上の地位を高め衛生思想を普及し以て部落自体の改善を期し一面に於ては一般社會との融和を圖るに努むること最も急務なりとし曩に府會の決議により大正八年度に於て府費二萬六千余圓を投し密集せる部落七ヶ所に警察官出張所を新設し部落の内情に通し之が改善に興味を有する警察官を選抜して其家族と共に部内に永住せしめ一

般社會との融和と同化に努めしむることとして居るのである
又大正九年度に於ては更に進んで教育の普及産業の開發、衛生思想の普及啓發に關しても企畫する所あり之等改善に要する補助費豫算二千圓を計上し社會課に於ては部落民の職業生活状態、教育、衛生等に關し詳細なる調査を續行中である

第六目 感化教育

感化教育の設備としては府立修徳館あり本館は感化法により設立したるものにして明治四十年内務大臣の認可を経て館名を定め翌四十一年一月の開館に屬す西城郡下舊中津川廢川地に在り敷地二萬二千五百二十八坪建坪一千六百十坪農園三千九百二坪養魚地四百六十坪收容定員百八十人男女十二家族に分ち各家庭毎に一人の保母を置き保護監督せしめて居る職員としては館長の外に教師十人書記二人及醫師囑託教師保母長助手一名保母十三人を置き分担の下に普通教育及實業教育を併せ施して居る館生品性の向上を期する爲めに左の館歌を定め奉唱せしめて居る

一、見よく氣高く姿正しく

みさをやぶらぬ庭の松

かの松をしをりに

たもてたもて正しき心

二、見よく氣高く姿素直に

ふし守れる窓の竹

この竹をしをりに

たもてたもて直き心を

三、見よく氣高く姿清けく

時をたがへぬ園の梅

その梅をしをりに

たもてたもて清き心を

亦訓則十箇條を定めて日夜遵奉せしめて居る

館生訓則

一、館生は從順を旨とすへし本館職員の教訓指導は忠實に服せざるへからず
二、館生の名譽は信用にあり若し虚言し或は仕事を確實にせざることあらは此の名譽を得ること能はざるへし

三、館生は自己のなすべき事に對しては最善を盡すへし學課及實業に勤勉し日常の仕事に眞面目なるへし
四、館生は善に従ひ惡を避くるの念を強くすへし凡て非行は斷然之を改め善事は進みて之を行ひ少くとも

も一日一善をなしたるの心掛あるへし

五、館生は清潔を貴ふへし身体を清潔にし衣服居室庭園等を清潔ならしめ又常に清き言語を用ひ以て清き生活をなすの道に進むへし

六、館生日常の動作は規律に従ふべきものとす一令の下堂々進退するを本館生の美風とすへし

七、館生は常に攝生を守るを要す自己の身体の毀損は終生の損害たることを深く慮るへし

八、館生は相互に敬愛すへし特に幼き者弱き者には最も親切を盡すへし

九、館生は自然物を愛護すへし空に飛ぶ鳥地に生ずる草木等皆我等に益を爲し慰安を與ふるものなり獵りに之を苦め之を損ふことあるへからず

一〇、館生は凡ての事物に對し細心なるへし微細の物も國家の財なり不用の品も之を利用するの途あり餘苟くも之を粗末にすへからず

尚全館は規則を制定して館に關する一切の事項を規定して居る亦同館々生、同出身者及關係者を以て友會を組織し規則を制定して館風の興起を圖り會員の人格を向上し並に會員の業資を助け禍患相救ふを以て目的とし之か目的を達成する爲め左の事業を施行して居る

一、會員慰安の方法を講じて娛樂器具を供給すること

二、會員の職業を紹介し若くは之を救護すること

三、本會の事業を起し會員に必要な職業教育の補充をなすこと
 四、文書を刊行して内外會員の連絡を保にし修養に資すること
 五、其他會員の保護上必要と認むる事業

開館以來大正八年末迄の收容人員男七六六人女九二人合計八五八人にして現在籍者二四二人年齢は八才以上二十才にして十二才最も多く其の成績は善良者一七〇人不良者七二人特性は盜癖最も多く百中八十強を示し浮浪亂暴之に次ぐ一般に怠惰放縱にして低能者多きを見るもの、如く大正九年度經費四萬八千七百六十八圓を計上して居る

左に掲ぐる調査は極めて趣味あり吾人に注意を與ふるもので其社會的並に個人的立場より種々探究觀察を遂ぐる時は頗る參考となるもの、多きを信するのである

入館種別調

大正八年十二月

命令によるもの	出願によるもの		合計	
	男	女	男	女
大正八年	一六	六	二二	二九
明治四十一年より	五〇四	五三	五五七	二六二
大正八年累計	五一〇	五九	五六〇	三三〇
合計	一〇六〇	一一〇	一二七〇	六六〇

入館時の保護者調

大正八年十二月

實父	實母	繼父	實父ノミ	實母ノミ	繼母ノミ	養父	祖父	兄弟	伯叔	他ノ親族	他人	ナシ	不明	計
一九九	六八	二七	一五二	一八〇	九	五三	三五	四二	四六	五	五	三三	三	三八五

特辦發生期調

大正九年四月

人員	五才	六才	七才	八才	九才	十才	十一才	十二才	十三才	十四才	十五才	不詳	計
人員	六	八	三五	四一	四〇	五二	二六	三〇	九	一一	二	四	三〇〇
百分比	三、〇	二、七	一、七	一、三	一、三	一、七	八、七	一、〇	三、〇	三、七	〇、七	一、三	一〇〇

備考

入館生三百人ニ就テ調査シタル結果ナリ
 自明治四十一年一月入館者ニ就テ原因抽出
 至大正八年十二月

起	因		計		起	因		計	
	男	女	男	女		男	女	男	女
雇主ノ監督不行届	二四九	一八	二六七	八八	扶養者ヲ缺ク	八八	八	九六	
家庭ノ不取締	二五六	三八	二九四	六六	給養不充分	六六	六	七二	
悪友ニ交リ	二六二	一三	二七五	六九	家庭不良	六九	九	七八	
家出	一五二	九	一六一	五〇	厄介者扱	五〇	六	五六	

業事會社の府阪大

起	四	男	一	女	一	計	一	起	四	男	一	女	一	計
繼母ト不和	四八	一〇	五八	小使錢ノ不足	二三	四	二七	親ノ愚鈍	三	四	一	五	行商ヲサセタタメ	五
繼父ト不和	一三	一	一三	男ノ弄トナリテ	一	二	二	養父母ト不和	二二	一	一	二	親兄弟ト不和	四
養父母ト不和	二二	二	二四	親兄弟ト不和	四	一	五	嫉寛ニ過キ	四七	一	一	一	新平民ト排斥サレテ	一
嫉寛ニ過キ	四七	三	五〇	金錢不取締	二八	五	三三	嫉嚴ニ過キ	九	一	一	一	退學ヲ命セラレテ	一
里預ケ	九	六	一五	不能學科ヲ強ヒラレ	一	一	一	夕刊賣トナリテ	一	一	一	一	授業料私消	九
夕刊賣トナリテ	一	一	一	愛ノ偏頗	八	一	一〇	不良救濟機關ニ收容	二	一	一	一	都會ノ繁華ニ酔フテ	二
不良救濟機關ニ收容	二	一	二	計	一四三〇	一五三三	一五八三	都會ノ繁華ニ酔フテ	二	二	二	二	近隣ノ惡風ニ染ム	三
都會ノ繁華ニ酔フテ	二	一	二					近隣ノ惡風ニ染ム	三	二	二	二		

個人ヨリ見タル不良原因調
自明治四十七年一月入館者ニ就テ原因抽出
至大正八年十二月

業事會社の府阪大

買食シ度サニ	二〇四	二七	二三一	ヒステリ	三	一	四	怠惰	一四八	九	一五七	體格不良	三	一
我儘	五〇	四	五四	幼時瘧瘵	二	一	一	興業物見タサニ	一三八	一五	一五三	癩痢	二	一
低能	七一	一二	八三	癩痢	二	一	二	教育不充分	一七	七	二四	虛榮	一	二
學科嫌	一三	一	一三	不良小説模倣耽讀	二	一	二	胎生時ノ不良感動	一九	三	二二	未知人ノ不良行爲ノ模倣	三	一
胎生時ノ不良感動	一九	三	二二	不具ナルカ爲メ	一	一	一	胎生時ノ不良感動	一九	三	二二	不具ナルカ爲メ	一	一
賭博好キ	一三	一	一三	不具ナルカ爲メ	一	一	一	胎生時ノ不良感動	一九	三	二二	不具ナルカ爲メ	一	一
實父母ノ死ニヨリ精神感動	二	一	二	不具ナルカ爲メ	一	一	一	胎生時ノ不良感動	一九	三	二二	不具ナルカ爲メ	一	一
色情ノ爲メ	五	一	二	浪費	二	一	二	胎生時ノ不良感動	一九	三	二二	浪費	二	一
文具又ハ玩具ホシサニ	七	一	七	旅行	二	一	二	胎生時ノ不良感動	一九	三	二二	旅行	二	一
計	七三五	八六	八二一	難産又ハ流産	二	一	三	胎生時ノ不良感動	一九	三	二二	難産又ハ流産	二	一

計	在館年數ト出館後ノ成績調									
	一年未滿	二年未滿	三年未滿	四年未滿	五年未滿	六年未滿	七年未滿	八年未滿	九年未滿	計
計	一七一	一四五	一四四	一〇二	六九	三二	六	二	一	六七二
良	四八	五五	七九	五二	四一	二〇	五	二	一	三〇二
準良	六	一一	一一	八	七	一	一	一	一	四五
不良	六四	五一	三九	二五	一三	九	一	一	一	二〇二
不明	五三	二八	一五	一七	八	二	一	一	一	一二三

善良館外者職業調

大正八年十二月

職業	人員
教師	二人
僧侶	二人
軍人	八人
官公吏	七人
學生	一五人
社員	六人
商人	二七人
農業	二三人
職工	一〇一人
大工	四人
商工見習	二一人
ミシン工	一七人
指物	一人
理髮	一人
船員	一人
藝人	一人
力士	二人
雜業	一人
雜役	四〇人
家事見習	三二人
看護婦	二人
無職	一四人
計	三四七人

第七目 恩賜財團濟生會の救療事業

明治四十五年五月恩賜財團濟生會より大阪府に對し同會救療事業の實施を委託せられたるを以て郡市醫師會に交渉を遂げ之が實施の方法を定め救療患者は夫々同府直營の病院診療所に於て救療するの外に公私立病院及大阪市醫師會に委託し全年七月より救療を開始したのである大正三年二月勅令第一八號公布により之が必要なる事務を行政廳に於て施行することとなつた

而して其方法としては委託診療、直營診療、巡回診療、其他に分類することを得
委託診療

救療の方法は警察官方面委員及全會巡視員に於て必要ありと認めたるものに對し治療券を交付して本會病院及最寄診療所に於て診療を受けしむるも郡部にありては其管轄警察署の認定により治療券を交付し最寄囑託病院又は囑託醫師の治療を受けしむるものにして明治四十五年七月實施以來大正八年十二月末日迄に委託診療患者延人員九十六萬二千五百八十九人にして一日平均三百五十五人に當つて居る
直營診療

恩賜財團濟生會大阪府病院、大阪市北區本庄中野町にあり目下敷地建物の擴張整備を期して居る堅牢にして治療に便ならしむるを主とし一面質素を旨とし退院後陋屋生活を厭ふか如き心を起さしめざる様注意をして居る

現今入院患者の約半數は結核病者にして重症ならざるもの回復期にあるものには輕易なる雜役に従はしめ花卉を栽培せしむる等日常勤勞を愛し勞働の風を失はしめざる様注意し亦一面向會設立の趣旨を説示して聖恩を銘記せしむべく努めつゝあり

院長以下醫長、醫員、醫務顧問、調劑員、書記、看護婦、厨夫長等四十七名にして大正五年十月開院以來大正八年十二月迄の診療延人員五十六萬三千七百八十八人一日平均四百七十九人に當つて居る尙濟生會救療事業實施方針に基き貧困患者の救療を容易ならしめ涯りなき聖恩に浴せしめん爲め特に細民居住地區を選び設置したる同會直營の診療所は今宮、西濱、九條、西野田、玉造及堺市に於ける堺診療所の六ヶ所にして夫々患者扣室、診療室、處置室、藥局乃至検査室の各室を備へ醫員調劑員、看護婦以下職員を常置して従事して居る

大正二年乃至大正七年の開所に係り開所以來の延人員二百六十二萬六百人を算し一日平均一千四百十九人の割合である

巡回診療其他

第一診療班巡回診療の目的を以て大正四年一月九條診療所に附設の巡回診療班を獨立せしめ病院又は診療所の診療を受けること能はざる患者に對し親しく病床に臨みて治療を加へ一面聖恩に浴せしむべく努めつゝある大正八年十二月末日迄の診療患者延人員二萬三千二百七十一人一日平均八十九人に當つて居る

結核相談所、貧民間に最も多き結核疾患は早期に診断し之か豫防に關する智識の普及を圖ると共に其の療養に必要な注意事項を指示する爲め大正五年五月各診療所に結核相談所を附設し當該診療所の醫員看護婦に其事務を兼常せしめ結核の早期診断、療養法、消毒法、轉地療養地の選定患者の轉居又は死亡の場合に於ける家屋什器の消毒勵行の勸告等を取扱はしめつゝあり開所以來大正八年十二月末日迄に相談の需に應じ指示したる人員百五十三人を算す

巡視員

以上施設の外貧者にして苟も恩恵に洩るゝものなからしめん爲め大正五年十月更に巡視員二名を置き毎日大阪市内及接續町村の貧民部落を巡視歴訪せしむるのである設置以來大正八年十二月末日迄に巡視員の發見救療を受けしめたるもの二百八十六人にして歴訪戸數一萬九千八百六十二戸を算す

濟生會大阪府下診療患者表

診療機關	大正元年ヨリ 延人員	大正八年ニ至ル	一日平均
大阪府病院直營診療		三、二〇七、四〇七	一、九八七
委託診療		九六二、五八九	三、三五五
計		四、一六九、九九六	二、三四二

全國商工業の中心地たる大阪に於ては將來益々社會事業の研究施設を必要とすべく特に慈善救濟の事業は姑息なる一時的の救療を以て満足すへきに非らず其内容方法に於ても種類形式に於ても克く文明の進歩に伴ひ時世の推移に連れ亦一面歐米の先例に稽へ一は各自の經驗に照して研究し以て全國に其範を示さんことを期して居る而して斯くするには斯業に興味を有する有志並に當業者等か少くとも毎月一回會同して意思の疏通思想研究の交換を遂ぐる必要ありと去る大正二年五月官民有志合同の下に本會の成立を見たのである即ち其目的は汎く内外の救濟事業を研究し斯業の改善發達を圖るを目的として居る事務所を大阪府社會課内に置き目的遂行に關する方法は役員會の決議により之を定むることとして居る毎月一回第二土曜日を以て堂島なる知事官邸に開催しつゝあり且下會員數百名に及び毎例會出席者も頗る多數に上り教育、實業、宗教に關係する篤志家を始め斯業當事者警察官多數を占め兵庫、京都、奈良方面より參會するものも少なからざる模様である確かに斯業發展に大なる貢獻をなすものと信する

機關雜誌(月刊)救濟研究を出し大正二年八月第一號發刊以來既に九卷二號に上り而して之か代金及府の補助を以て本會の經費を支辨して居る

第九目 救濟基金と教育費

大阪府に於て現に積立をなし其利子を以て慈善救濟費に充當しつゝある救濟基金及法律の規定に基いて

府の負担を支辨しつゝある教育費の現況は左の通りである

(イ) 大阪府慈善救濟基金

明治三十三年一月御大喪に際し優渥なる思召により特に慈善救濟の資に充てしむるため大阪府に對し一萬二千三百圓を下賜せられたるを以て之に本名稱を附して蓄積をなし郡市聯帶費より年々六千五百圓宛支出して十ヶ年に十萬圓蓄積の計畫をしたのである、爾來大正元年及大正三年兩度の御大喪に四萬九千六百圓の恩賜ありたるにより之を元本に加へ更に毎年府費一萬圓を補充し元金三十五萬圓に達せしむる計畫をして居る而して大正九年度に於て四千五十圓を補充して豫定額に達することとなる斯くて其利子を慈善救濟の資に充てし居る

大正九年四月現在基金十九萬九千八百圓尙大正九年度基金豫算は一萬六千二百十三圓にして内一萬二千六十圓を慈善救濟費に殘額四千五百十三圓は公債証書買入費に充當して居る

(ロ) 大阪府罹災救助基金

明治三十二年三月法律第七十七號罹災救助基金法が同年七月より施行せらるゝに付從來備荒貯蓄法により積立てたる市郡兩部の貯蓄金を受入れ市郡聯帶の特別會計となしたるものである現に四分利公債証書並に地方債額面合計で二百十九萬六千五百十圓を有して居る

大正九年度基金豫算總額八十六萬七千四百七十九圓にして内八十萬六千圓を貸出金に其他は罹災救助

費、避難所費、食料、被服、治療、小屋掛、就業學用品、運搬用具、人夫賃、管理費、國債証券買入費、地方債券買入費等に充當し收支差引三千九百二十五圓の歳入剰余は翌年度に繰越すこととして居る

(ハ)、大阪府藤田慈惠救済基金

明治三十九年大阪市の富豪故男爵藤田傳三郎氏の指定寄附に係る公債証券額面八萬圓より成り特別會計として管理して居る毎年其利子を以て慈惠救済事業の奨励補助をなすつゝあり大正八年度に於て支出せし額は四千八百圓にして慈惠事業の優良なる團體に配布して居る

(ニ)、大阪府教育費

明治三十二年法律第九十三號行旅病人及行旅死亡人取扱法及同三十三年法律第三十八號精神病患者監護法により府の負担に屬する費用に本名稱を附したるものである而して其負担を市部及郡部に區別し郡部の方には右の外明治二十一年三月府令第二十七號養育補充費を包含して居る

大正九年度豫算市部に屬するもの八萬三百七十圓にして行旅病人死亡人諸費及精神病患者監護費に充つ郡部に屬するもの九千四百九圓にして前記二經費以外に養育補充費に充てゝ居る

尙救済事業監督指導に要する事務費として市郡連帯を以て二萬五千九十七圓をも計上編入して居る

(ホ)、大禮記念大阪府賑恤基金管理方法

大正四年十一月御即位大典に際し特に賑恤の思召を以て大阪府に對し三萬一千圓を下賜せられたるに

より之を特別會計となして當分管理蓄積し之を以て他日の賑恤の資に充つる方針である爾來府に於て管理し大正九年度基金豫算一千九百四十二圓公債証券買入費に充當して居る

(ヘ)、大阪府軍人援護基金

明治廿七年戰役の際組織せられたる帝國軍人後援會は戰後醜集したる資金の殘額を内務省に提供し之を各府縣に分配した本基金は當時分配を受けたる資金殘金で現在四分利公債証券及現金三萬五千圓を有す

大阪市の社會事業

大阪市の社會事業は多くは近年の設置に係るものなれども其以前に於ても絶無なりしにあらず明治二十二年以來窮民救助に努力し之か經費の支出も年々尠からざりき又大正六年全國に卒先して肺結核療養所を建設したるか如きは其主要なるものである而して多くの施設をなすに至りしは大正七年歐州戰亂の影響に因る物價暴騰を動機としたるものにして當時市内は生活難の聲高く之か緩和の施設を要望すること切なるものあり同年四月始めて公設市場を設けた其後同年夏季米價の異常なる狂騰を見るや一層喧囂を極め物情騒然たるに至り愈々都市に於ける生活緩和は緊切なる實際問題となり社會的施設の實行を促して來た當時白米の廉賣を開始して焦眉の急に應じたるも此の如きは一時的施設であつて未だ市民永遠の幸福安寧を庶幾することは出来なかつた茲に於て益々社會事業の必要を感ずること痛切なるものあり

ると共に一面之か資金を得るの必要に迫つた乃ち市内有力者の奮起を埃ちたるに忽ちにして大坂市救濟事業後援發起人の組織成り概を四方に飛はして大に資金募集に盡瘁せられた處深く現代の社會問題に留意せる各方面より翕然として賛助を寄せられ巨額の資金は期月ならずして集まり愈々事業の成算確立することを得従前の救濟事業を擴大し社會的施設の實行に着手したのである即ち市役所内にありたる救濟係なるものは大正七年救濟課と改め調査、事業、救濟の三係を其内に置き大正八年更に經理課を加へ大正九年部制に改めて社會部となし其内に庶務、事業、職業、兒産の四課を置くに至つた尙この外主として労働者生活状態調査の爲に労働調査課を別に設置して課長以下囑託、主事、書記、雇等十四名を以て労働問題の研究調査を遂げて居る仍ち調査綱目は左の通りである

労働調査綱目

第一 豫備調査

一 労働人口ノ静態

第二 調査綱目

一、労働雇傭關係ノ成立及解消

イ、雇傭關係成立前ノ事情

ロ、雇傭契約ノ條件ニ關スル事項

ハ、雇傭關係ノ解消ニ關スル事項

二、學務ノ制度

イ、労働條件ニ關スル事項

ロ、雇主ノ幸福増進施設ニ關スル事項

ハ、工場内ニ於ケル労働組織ニ關スル事項

三、労働者ノ生活状態

イ、物質的生活ニ關スル事項

ロ、精神的生活ニ關スル事項

四、労働人口ノ動態

イ、婚姻出産死亡ニ關スル事項

ロ、移動ニ關スル事項

救濟基金募集ノ廣告

今ヤ米價ヲ始メトシ諸物價ノ暴騰ハ一般ノ生計ヲシテ益々窮迫ヲ嘆セシメ遂ニ今回ノ不祥事ヲ惹起スルニ至レリ府市當局並ニ民間ノ有志深ク之ヲ憂ヒ刻下ノ急ヲ救フノ策トシテ全力ヲ米ノ廉賣ニ傾注セララル、ハ固ヨリ感謝ニ堪ヘサル所ナリ然リト雖モ之ヲ時艱ノ眞想ニ徴スルニ斯ノ應急ノ救濟ニ努ムルト共ニ

進シテ一般生計ノ窮迫ヲ根本的ニ救済スヘキ社会的施設ヲ起シ以テ不祥ノ事端ヲ未然ニ防キ永ク市民ノ平安ヲ圖リテ克ク其ノ塔ニ安セシムルノ方策ヲ樹ツルノ更ニ緊切ナルヲ覺ユ吾人聊カ此ニ顧ミル所アリ同志相謀リテ遍ク之ヲ世ノ有志ニ訴ヘ該社会的事業ノ資金ヲ蒐集シ市當局ト協力シテ速ニ其實行ヲ期セントス冀クハ此ノ微衷ノ存スル所ヲ諒トシテ其ノ主意ヲ賛セラレ以テ之カ遂行ヲ援助セラレンコトヲ

大坂救済事業後援發起人

寄附申込並ニ現金ハ大坂市役所ニ於テ之ヲ取扱フ

◎第一期事業計畫

一、簡易食堂

増設三ヶ所

此概算十五萬圓

(地所、建物、諸設備費共)

二、共同宿泊所

新設四ヶ所

- (一) 寄 宿 舍
 - 職 業 紹 介 所
 - 浴 場
 - 食 堂
 - 人事相談所(代書ヲ含ム)
- 附設ノ見込

- (二) 新聞縦覧所
- 洗濯所、理髮所
- 事務員公舎
- 附設ノ見込
- (三) 一ヶ所收容
- 約三百人ノ見込
- 此ノ概算六十萬圓
- (地所、建物、諸設備費共)
- 三、住宅
- 南北二ヶ所新設
- (一) 一ヶ所
- 二百戸ノ見込
- 浴場
- 託兒所
- 人事相談所(代書ヲ含ム)
- 小運動場(運動具付)
- 實費診療所
- 附設ノ見込
- 此ノ概算三十一萬圓
- (地所、建物、諸設備費共)
- 計金百六十萬圓

以上ノ概算ハ何レモ最低額ヲ示シタルモノナレハ實施ニ當リナハ多少ノ増額ヲ免レサルモノトス

説明

一、共同宿泊所

低價ナル料金ヲ徴シ主トシテ單身ノ労働者ヲ宿泊セシム
 一室ヲ八疊トシ六名ヲ混宿セシム
 宿泊者ニシテ無職ナルモノニハ職業紹介ノ勞ヲ取ル
 二、附設寄宿舎

本寄宿舎ニハ前記混宿者中ニ於テ特ニ業務ニ精勵シ前途發展向上ノ見込アルモノ、ミヲ寄宿セシム
 寄宿舎ハ一室三疊乃至四疊半ノ構造トシ一人乃至二人ヲ寄宿セシム寄宿舎ノ料金ハ宿泊所ヨリ稍々高シ

妻子携帯ノ者ニ宿泊ヲ許スヤ否ヤハ實施上ノ裁量ニ依ル
 三、住宅

數ヶ月間寄宿舎ニアリ誠實ニ其業務ニ勉勵シ且ツ一家ヲ經營スル能力アリト認メタルモノニ限り貸與スルヲ本則トス
 即チ單獨ナル寄宿者ヲシテ新ニ家庭ヲ作ラシメ又ハ彼等ノ家族ヲ郷里ヨリ迎ヘ安固ナル一家ヲ經營セシメントスルニ在リ

借家料ハ土地、建物ノ價格ヲ加算シ年四分ニ相當スル金額ヲ徴スル見込ナリ

要するに以上施設の目的は細民又は無職者に對し住居の安定を與へ一面彼等を指導し其道德的觀念を生

産能力との發達を促し以て善良の市民たらしめんとするにあり以上募集の寄附金は市會の決議を経て市に收入すると共に右事實計畫の趣旨に據り事業の建設に着手するに至れり而して寄附金募集は大正八年三月十五日を限り締切りたるか其後別に寄附申込ありて募集開始以來の寄附金額は實に九十三萬七千六百七十圓に達せり是に内務省委托寄附金十二萬一千三百七十六圓及別途一時取扱金利子三月三十一日迄の分即ち一萬一千五百六十四圓を合せて合計金一百七萬六千六百十圓に達せり

第一目 簡易食堂

廉價なる食事供給を目的とす大正七年九月より大正八年七月までに幸町、天満、九條、今高、築港、西野田の六簡易食堂を創設す敷地總坪數六百坪、建坪數四百二十九坪創設費十萬三千四百六十五圓を要したり何れも電話を備付けて一般便益を圖る
 之か經營の方法としては大坂市に於て割烹業に多年の經驗を有し資力及び信用ある當業者を指定して食事の供給を請負はしめ諸般の設備を無料にて使用せしむる外電燈費、水道費は市に於て負担して居る食費は一食物十二錢(飯七錢副食物五錢)食事時間は朝食自午前五時至八時、晝食は自午前十一時半至午後一時夕食は自午後五時半至七時の間に於てなすこととしてある、
 請負者の使用人員は事務員九、炊事夫五七、給仕女三七、合計一〇三名にして従事員の健康診断は毎月必ず行つて居る

供給食数成績調

大正九年十一月

簡易食堂数	十一月供給数	開所以来十一月 累計供給数	同上一日平均数
六所	一〇四、三九三 _人	四、一〇四、五〇六 _人	六、二三三 _人

第二目 共同宿泊所

從來民間に於ける職工其他労働者の宿泊所は其設備不完全なるもの多く衛生に適せざるのみならず風紀も紊乱し易き傾向あり貯金の如きも頗る困難の事に屬して居つた而して一面其宿泊料も不廉なるが故に之か救済策として今宮、西野田、築港の三ヶ所に共同宿泊所を建築し大正八年六月今宮共同宿泊所を同七月西野田、築港の兩共同宿泊所を開始し又一面には講師を聘して毎月二回精神修養、貯蓄奨励、衛生思想の啓發等に關する講話會を開催して居る又各共同宿泊所には簡易食堂、職業紹介所、人事相談所、理髪所を附設す宿泊料は一人一泊十錢（入浴料共）食堂の經營方法及食費は一般的簡易食堂と同様である職業紹介所の料金其他も凡て一般的紹介所に全し

人事相談所は宿泊者の便宜を計り無料にて種々の相談に應じて居る右三ヶ所共同宿泊所の敷地總坪數三千百四十八坪建物は木造二階建及平屋建にして千二百二坪八疊、六疊、四疊半、四疊、三疊等の各室二百三十八室を有し宿泊人定員八百八十三人總工費（創設費）三十三萬九千八百四十六圓を投して居る

而して各室の定員を定むること左の通り
八疊六人、六疊四人、四疊半二人

共同宿泊所成績調

大正九年十二月

共同宿泊所数	十一月宿泊人員数	開始以來十一月迄 宿泊人員数	同上一日平均数
三所	二二、六八六 _人	四〇四、八一九 _人	七七八 _人

尙大正九年十一月中宿泊者を地理的、年齢別、職業別に分類して左の計數を得て居る
宿泊人府縣別調

府縣	人員	府縣	人員	府縣	人員	府縣	人員
東京	六九六	奈良	七九五	福岡	八八七	福岡	五五一
京都	九三六	滋賀	七五一	石川	五六三	大分	四四〇
大阪	二、七六五	岐阜	三四〇	富山	三三九	佐賀	二一〇
神奈川	一一二	長野	七一	鳥取	四六一	熊本	二二七
兵庫	一、七〇六	千葉	一六三	島根	三八三	宮崎	三四〇
長崎	四五六	茨城	八七	岡山	七八四	鹿児島	五六七

新	一八〇	朽木	三〇	廣島	六四八	沖繩	二
埼	三三	宮城	九七	山口	三〇三	北海道	一〇六
群	六〇	福島	九七	和歌山	七一	樺太	一
山	一二	巖手	一	徳島	一、〇〇	朝鮮	一、六一
静	二一	青森	九〇	香川	六一	臺灣	一
愛	四七	山形	一九	愛媛	九三	關東州	一
三	五八	秋田	五八	高知	八九	計	二二三、六八六

宿泊人年令調

十五才以下	二十才以下	廿五才以下	三十才以下	卅五才以下	四十才以下	四十五才以下	五十才以下	五十五才以下	五十六才以上	計
四一	四、六六	五、四七	二、四六	七、四三	三、八七	一、八二	二、三六	九、一一	三、一四	四七二
二	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三、六八六

宿泊人職業調

事務員	技術員	店員	行商	露店	大工	左官	手傳	土工	雜役	仲仕	配達	労働	職工	船員	料理人	無職
-----	-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	----

宿泊人貯金調

三八三	二二〇	二六二	二六三	六九九	五六九	七三三	八六三	二、二六	一、二五	六、九三	五、六七	三〇	五六	一、五九
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	------	------	----	----	------

貯金種別	前月		本月預り高	本月拂戻高	月末		現在
	金額	人員			金額	人員	
郵便貯金	九、七四三	一〇三	一、四五四	一、〇三三	一〇、一六四	一一三	
銀行預金	九四	二	二	一	九六	二	
現金保管	二、九六八	一四二	三、七二二	三、三二五	三、三七五	一七八	
計	一二、八〇五	二四七	五、一七八	四、三四八	一三、六三五	二九三	

貯金額一人最高五八八圓尙全月中送金額一、三四五圓人員ニ於テ四六人其送金額一人最高一〇七圓最低三圓テアル

第三目 住宅

家賃の暴騰と家屋の缺乏とは労働者及其他の生活を不安ならしむること大なるを以て之等に對し最も低廉にして衛生的の住宅を提供し生活の改善と生産能率の増進を促さんとする目的を以て市營住宅の經營を始め築港及櫻宮に之を建設し人事相談所、託兒所、實費診療所、理髮所、浴場、店舗、洗濯所を附設して居る

保母六名、雑役二名で其の事業に従事す
 大正九年十一月末現在入所人員男四七人女四三人合計九〇人にして同月中開所日数二十七〇日平均出席人員八〇人三分の割合を示して居る

兒産扶養者職業別各年令兒圖

大正九年十一月

兒産年令別	扶養者職業別															
	大工	左官	仲仕	職工	雑役	労働	船員	職人	郵配	理髮人	店員	會員	商人	教員	公吏	計
三歳未満	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	13
三歳以上	1	1	1	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	14
四歳以上	1	1	1	7	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	16
五歳以上	3	1	1	7	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	16
六歳以上	3	1	1	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	19
合計	7	1	2	24	7	7	2	3	1	1	1	3	5	1	1	259

第五目 浴場

市營住宅居住者及其附近居住者をして安價に入浴せしむるを目的とし住宅敷地内に設け櫻宮は大正八年育

築港は同年七月より之を開始す入浴料は七才以上三錢、七才未満一錢とす之によりて其生活費を節約することを得へく亦一面健康を保持せしむることを得るのである

入浴時間は毎日午后四時より同十時迄とす築港の建坪は四十一坪建築費一萬二千二百五十圓櫻宮の建坪は二十四坪建築費三千九百五十圓にして又兩浴場の設備費は總てで五百圓である

入浴成績調

大正九年十一月

浴場	大正九年十一月	同上	一日平均數	開始以來	同上	一日平均數
二所	二二三、一六二	八四二	三四九、九六五	六五四		

第六目 理髮所

市設住宅及共同宿泊所内に附設す、諸設備を供給し安價に請負はしむ理髮料左の通り今宮、築港、西野田、は大正八年七月櫻宮は同年十月開始す

理髮料		散髮		剃髮	
大	金二十錢	大	金十錢	大	金十錢
小	金十五錢	小	金十錢	小	金十錢
大	金十錢	大	金十錢	大	金十錢
小	金十錢	小	金十錢	小	金十錢

理髮所成績調

大正九年十一月

七六

理髮所數	散髮人員		九刈人員	髡剃人員	計	開始以來ノ累計	同ヶ月平均
	大人	小人					
四所	二八八人	四五人	三八一人	三九〇人	一、九四八	三七、〇九五	一、七〇七

第七目 産院

市住民にして中産階級以下資力乏しく難産の癖あるもの又は他の疾病の之に伴ふ爲自宅に於ける出産困難にして危険の虞あるものを收容して安全に出産せしむるを目的とす即ち叙上妊婦、産婦、褥婦及嬰兒の診療並に一般妊婦、産婦、褥婦、嬰兒の醫學的相談に應し且つ學術的實驗治療に關する研究をなす所にして食費自辨の外無料である醫員二名、藥劑師一名、事務員二名、産婆二名、看護婦三名、雜役夫五名にて従事して居る

院外往診にも従事する尙左記設立の要旨を通讀すれば最も克く其目的を究明すること出来る

市立産院設立の要旨

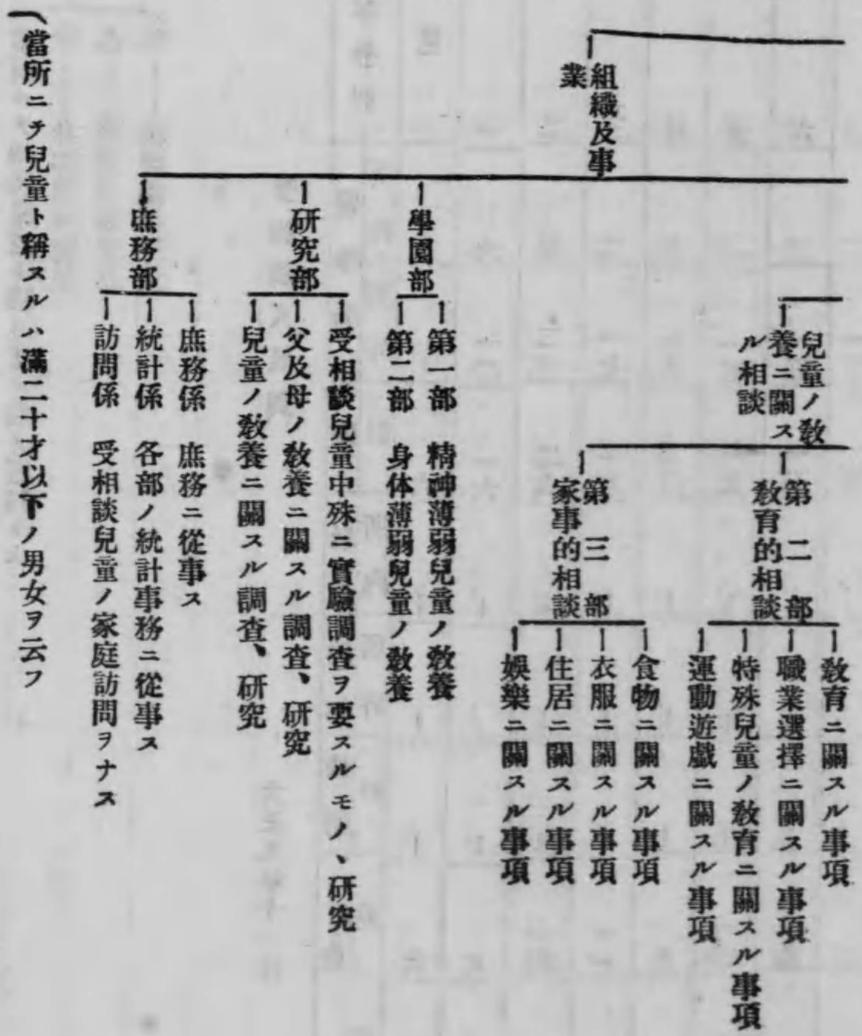
昔からお産は女の大厄と申しますかお産は女の普通の務めて特別の事情のない限りは少しも心配はありませぬ從て褥婦も病人ではありませぬされど異常分娩と申しまして普通の経過を取らないお産は皆難産であります、難産はたゞに胎兒か危険であるはかりてなく母体の危険を伴ひ母子共に生命を失ふ様な悲

慘な實例は少ないのであります是れには種々の原因がありますかつまり難産は相當手當の時期を失はなければ殆んど無事出産せしめ得るまでに醫術は發達して居るのであります併し此の種の施行には多くの費用がかかりますから資力乏しき者は往々手當の時期を失ひ思ひかけない不幸に陥ることあるは洵に悲惨の極であります是れ小にしては一家の不幸で大にしては二國の損失であつて片時も看過することの出来ない問題であります先進諸國に於ては既に適法の施設が普く行はれ殆んど理想的に完備し居る所もありませんか我國には未だ妊産婦のために救済の道が十分に開けて居りませぬ仮令ありまして設備は未だ之に伴はずして眞の救済的施設は一もないと云ふても過言でないのであります然るに今は中産以下の者より中産者が却て困窮して居る實情で富者は十分に手當や施術を受くる事か出来ますか中産者は公費の救助を受くると云ふ事は言ふに忍びざる苦痛である去りて多額の入院料や施術料を拂つて手當を受る事も出来ないと云ふ實況で遂には取り返しのかね禍を招くようなことになるのでありますそこで今回本市は此の缺陷を補ひ社會共存の安泰を圖る目的で北區本庄中野町に産院を設立致しましたのであります其の事業の梗概を挙げますれば市住民であつて中産以下の妊産婦褥婦の無料診療機關となりて入院診療及び自宅助産の取扱をなし妊産婦及褥婦に關する相談に應ずる爲めに妊婦相談所を設け育兒並に乳母選擇に關する事項を取扱ふ爲めに育兒相談所を設けたのであります又産院従業員は妊産婦及褥婦方の相談者となり親友となり育兒の指導者となり家庭和樂の仲介者となることを自ら任務とするのであります

七七

二十歳以下の児童少年の衛生及育児教養保護に關する父母の相談に應ずるの傍社會衛生思想の發達を期するにあり即ち科學的診査に依りて之を指導するを目的とし又特別児童の收容及母親の教養をなすのである

主事以下醫員、事務員、保姆、看護婦等二十余名か之に従事して居る



業事會社の市阪大

二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七
一	一	一	一	一	一	一	七六	三六	九	一四	五	九	二
七	七	一九	一五	一一	一九	二〇	七	一四	一三	二一	二一	一五	一三
八	八	一九	一五	二二	二〇	二一	八三	五〇	二二	二七	二六	二四	一五
一	一	一	一	二	一	八	七五	三七	五	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	二	一	八	七五	三七	五	一	一	一	一
五	七	一一	一四	一〇	一五	一七	一三八	七〇	一二	一一	八	一一	七
三	一	八	二	四	六	二	二〇	一七	一五	一七	一八	一三	八
八	八	一九	一六	一四	二一	二九	一五八	八七	二七	二八	二六	二四	一五

業事會社の市阪大

胎兒	一	二	三	四	五	六	兒童年令別	一	二	三	四	五	六
胎兒	六	六	六	六	六	六	胎兒	六	六	六	六	六	六
胎兒	二	一	二	二	五	六	胎兒	二	一	二	二	五	六
胎兒	一五	一五	一八	二七	二二	一〇	胎兒	一五	一五	一八	二七	二二	一〇
胎兒	一五	一六	二〇	一九	二六	一六	胎兒	一五	一六	二〇	一九	二六	一六
胎兒	一	一	一	一	一	一	胎兒	一	一	一	一	一	一
胎兒	一	一	一	一	一	一	胎兒	一	一	一	一	一	一
胎兒	一	一	一	一	一	一	胎兒	一	一	一	一	一	一
胎兒	九	一〇	九	一一	一四	八	胎兒	九	一〇	九	一一	一四	八
胎兒	六	六	一	一	一	一	胎兒	六	六	一	一	一	一
胎兒	一五	一六	二〇	一九	二六	一六	胎兒	一五	一六	二〇	一九	二六	一六

受相談人員調

大正九年十一月

註
 當所ニテ特殊兒童ト稱スルハ左ノ三種トス
 甲………身體薄弱兒童
 乙………精神薄弱兒童
 丙………精神低格兒童

合 計	一八〇	二八八	四六八	一三〇	一	一三〇	四〇三	一九五	五九八
-----	-----	-----	-----	-----	---	-----	-----	-----	-----

備考 兒童ノ家事的相談ナシ

開所以來大正九年八月マテノ兒童相談成績調

累 計	相 談 種 別				計
	母親ノ教養	兒童ノ醫學的	兒童ノ教育的	兒童ノ家事的	
三、四五三	三、五八〇	八七七	一五七	八、〇六七	
月 平 均	二四七	二五六	六三	一一	五七七

第九目 少年職業相談所

専ら二十歳以下の男女の職業の相談に應ずる所にして選職、學校選擇、職業紹介等の相談に應じ指導をなすを主たる目的とす無手数料にして醫員一名、事務員三名雜役夫三名之に従事す尙本所事業の綱要を擧ぐれば左の通り

- 一、少年職業相談に關しては將來の職業に就ての學校の選定又は就職の相談
- 二、少年職業紹介に關しては本所より直接紹介及び他公私職業紹介所に紹介
- 三、就職少年の保護に關しては就職状態の巡視補習教育の相談徒弟會の開催其他就職少年の保護及び教

育に關する相談

- 四、少年職業の研究調査に關しては小學校兒童卒業後の目的調査、實業教育機關の調査、地方より移入する青少年の調査、産業調査、職業衛生調査、職業に必要な特殊性能調査、徒弟制度に關する調査、職業教育上参考とすべき社會的施設の研究職業に關する法規の調査
- 五、一般父兄に對する職業上の智識普及に關する事項としては講演會、講習會、研究會等を時々開催す

少年職業相談成績調

自開始至大正九年八月

累 計	職業選擇		學校選擇		職業紹介		合 計				
	男	女	男	女	男	女					
六七人	一三人	六八人	五三人	六人	五九人	六三人	二五人	六七人	一、三二八	一、四八八	
一ヶ月平均	九〇	二	九二	七	一	八	八六	三	八九	一八三	六一八九

第一〇目 職業紹介

- (イ) 職業紹介所

職業需給の調節、労働條件の改善を目的とするもので求職を容易にして求職の爲めに要する時間の空費を省き其の能率の増進を計り生活上の安定を與ふること共に一面雇主に對しても簡易確實に使用人を紹介し便宜を計るに在りて市内に中央九條、今宮、築港、西野田、堀江、京町堀、天神橋六丁目、老松町、京

橋の十ヶ所を設置し約七十名の従事員に於て事務を處辨して居る祝祭日を除き毎日午前八時より午後六時迄執務し懇切丁寧に應接して居ることは特色として誇つて居る目下求職者より紹介就職の場合手数料五錢を徴して居るか近く無料となす筈である、

中央職業紹介所は市内に散在せる市設や私設の紹介所の聯絡機關て各所に申込みを同所に取纏め更に之を各紹介所に配布するのであつて之に依て各紹介所では市内各紹介所に申込みを同所に取纏めせるかために各求職者に應じて適所に紹介するの便利を得て居る尙雇傭者や被雇傭者の身元や雇入條件等は専ら中央職業紹介所て之を行つて他の職業紹介所は之か調査を省略して迅速なる處辨を期して居る前述の聯絡統一の結果求職者は其紹介所の一ヶ所に申込みることによつて克く十數ヶ所の各紹介所に申込みむと同一の結果となるの便利を有す

職業紹介所成績調

大正九年九月

紹介所數	求人員		求職人員		紹介人員		紹介成績		
	男	女	男	女	男	女	就職	不就職	
一〇	四、八七	八六〇	五、七〇七	八、五七	二九八	八、四四	六、一八〇	二八四	六、四六四
平均	一六三	二八	一九〇	二七	一〇	二八	二〇六	九	二五
								一三五	六
								一四二	七
								七三	七
								七四	

拜啓豫て御申込相成居候の上御取極め相成度此段得貴意候也

として左記人名の者を直接御差向け申候間萬事本人と御談合

累計	三六、八六五、八六四、七二七、一四〇、三九九、五〇九、五〇五、七七	二、二八、四八、〇九三、二九二、四九三、三六八、四、五八三、二五、四一
----	-----------------------------------	-------------------------------------

被傭人 原籍 姓名 年齢 住所 職業 保證人 氏名

一、愈々御採用の節は其旨電話又は書面にて至急御通知相煩し度候

一、若し御氣に内らぬ場合は更に適當なるものを選定し早速御差向申候へは此の用紙に捺印の上此者に托して御返し被下度候

一、當所は何回にても一切無手数料にて迅速御取扱可申候

大正 年 月 日

大阪市西區阿波堀二丁目五(信濃橋西詰南入西側)

(口) 労働職業紹介所

日稼労働者の紹介をなすを目的とする所謂労働市場であつて毎日拂曉より午前九時頃迄に其紹介を終るを通例として居る従来同市に於ては「鉸鎌」と稱する屋外労働者が日々空地に集合して其の日の被備を待つ有様其の数も頗る多数に上り雨雪の日の如き茫然として佇立し時間を空費しつゝありて知らず知らずの間に自暴自棄する様な思想を醸成し風紀を破壊し生活の安定を破り延びて労働政策上より見て恐るべき結果を齎すべく軽々に看過することか出来ない事である

當局者は茲に着目する所ありて大正八年九月今宮と京橋の二ヶ所に開設し労働需給の調節や其の労働者の風紀の改善能率の増進を期し以て彼等の生活安定を得せしめて居る現今紹介の場合求人者より一人に付手数料五銭を徴収して居る

労働職業紹介所成績調

大正九年九月

紹介所数	労働者集合見込数	求人員	紹介人員
二所	八、六〇〇人	五、二四八人	五、二三五人

市立中央職業紹介所 電話新町一二五、五七四番

電話新町一二五、五七四番

第一目 人事相談所

人事諸般(但訴訟を除く)の事柄に對する相談に應じて依頼者の便利と利益保護を目的とす無料にて之を取扱ひ大正八年七月より築港及櫻宮の市設住宅構内と今宮及西野田共同宿泊所構内とに附設し當該事務員各其事務を兼攝す其の取扱事項は主として手紙の代書戸籍に關すること児童就學に關すること就職に關すること等である

人事相談成績調

大正九年十一月

相談種別	件数			結果	備考
	良	不良	不明		
法律的	四一件	一件	二件	一件	四四件 官公署へノ願届、民事、戸籍上ノ手續兵役、納税ニ關スル事件ヲ含ム
社交的	七七	一	一	一	七七 他人トノ交際、通信、文書其他社交上ニ關スル事件ヲ含ム
家事的	二九	一	一	一	三〇 家計、一家の平和、衣食住、児童ノ救護ニ關スル事件ヲ含ム
一身上	六五	一	一	三	六九 職業疾病其他一身上ノ事件ヲ含ム

合計	二二二	一	四	四	二二〇
一月以降 累計	四、〇九二	一〇三	八八	九〇四、三七三	
一月以降 月平均	三七二	九	八	八	三九七

第二目 實費診療所

市設住宅及附近居住労働者の爲めに實費を以て診療をなし其の生活費を軽減すると共に一面其の労働能率を助長せしむるを目的とす築港及櫻宮住宅の敷地内に建設す其實施方法は附近居住の醫師に囑託し診察室と治療用器具器械は總て市に於て之を設備し藥品のみ囑託醫師の負担とし藥劑を最安價に患者に供給しつゝあり其の診療時間は毎日午後とす櫻宮は大正八年六月築港は同年七月より開始して居る

實費診療患者成績調

大正九年十一月

十一月分 開始以來累計 月平均	診療患者數	療 疾			患者數	現在數
		治癒	死亡	轉出不明		
一一二二人	一一二二人	九九九人	一	一六人	一一五人	
一、九六一	一、九六一	一、七七四	二四	一五四	一、九五二	
一一六	一一六	一〇四	二	九	一五	

第三目 公設市場

日用品を廉賣して市民の生活費を軽減せしむるを目的とす即生産者と小賣業者とを密接せしめて仲介者の懸断し居りたる利益を除去する方法を探りたるものなるか大正七年三月市會の建議により六ヶ月間の豫定を以て市内四ヶ所に臨時市場を設置することとなし同年四月より之を開始したのである然るに豫定の期間既に満了したるも既往の實績に鑑み現今の状態に徴せば尙繼續的經營を要するものあるにより現狀維持に必要な追加豫算を議定し更に大正八年度に於て永久的施設として益々之を擴張し總て十ヶ所を設置するに至つたのである

東西南北各區に亘りて福島、本庄、谷町、空堀、天王寺、境川、築港、西野田、木津、北島公設市場を設置したのである

建坪總數は一、六九四坪内日用品賣場一、一九九坪青物賣場三四六坪事務所倉庫等が一四九坪の割合である

大正九年一月より八月に至る八ヶ月間賣上高合計七、二二一圓にして平均一ヶ月九〇一圓に上つて居る

第四目 市民館

本館は大坂市北區天神橋筋六町目に建設す鐵筋コンクリートを以て築造する三階建に地下室及露台を有す建坪總數五百餘坪別に六十四坪の哺乳兒保育所及び託兒所、幼稚園を附設す亦本館は集會室、教室、圖書室

九二
、娛樂室、紹介室、相談室、醫務室、食堂等の設けあり清新なる趣味と智識を得せしむるを以て目的とし市民性の涵養を圖らんとするのである、
創設費大正九年度支出額約二十九萬圓同十年度追加約四萬圓の見込にて大正十一年度に於て經常費約六萬圓の見込である要するに一面市民の共同娛樂場となり亦集會場たらしめんとするもので所謂社會的文化機關である

第五目 刀根山療養所

市住民にして療養の途なき肺結核患者を收容し無料診療するを主目的とし一面該病の研究を爲す所にして大正六年四月より之を開始す收容患者定員三百五十名にして大正九年五月末現在收容患者男百七十八名女五十九名合計二百三十七名なり所長以下事務長、醫員、書記、藥劑師、機關手、助手、看護婦長、看護婦、雇員、自働車運轉手、監守、給仕、使丁、雜役夫等七十六名の職員雇傭人ありて其事務雜役に從事して居る

同所は市を去る北方二里許り北攝箕面池田に近く人煙少き小丘上にありて空氣清澄風景絶佳樹木鬱茂して氣候溫和南方に開け日當りよく丘上には仰臥室の設備あり實に斯病療養の理想地と稱せられて居る入院患者の成績左の通り

患者入退調

自開始至大正九年三月

疾 病 程 度	收 容			退 轉			歸 計	
	一 期	二 期	三 期	治 癒	任 意	死 亡	計	計
男	四七人	二四七人	六〇四人	二九人	二四六人	四四五人	七二〇人	
女	二二	七一	二三四	一六	七四	一七八	二六八	
計	六九	三二八	八三八一、二二五	四五	三二〇	六二三	九八八	

第一六目 窮民救助

明治七年太政官達第一六二號恤救規則に該當するものを救恤するを主目的として明治二十二年十月以來開始し居たるが明治四十一年三月市は別に窮民救助規則を制定して之を實施し次て明治四十二年以降國庫補助廢止後は専ら市費を以て支給し來り又昨年は規則を改正し一人當り救助費を増加すると共に支給方法を改善し實施して居る

救助費支給額

(大正九年度)

窮 民 救 助 費	藥 兒 養 育 費
衣食費 大人 三七錢	
小 人 三五錢	
	二七錢

大正八年度救助取扱件數及救助費調

療養費	藥價	九四
看護 運搬費	診察料 (毎三月一回)	一二
實費	藥價	一〇
埋火葬費	埋葬料	三、二〇
火葬 <small>(大人)</small>	火葬	三、〇〇
火葬 <small>(小人)</small>		三、〇〇

第四項 兵庫縣救護視察員制度 附岡山縣濟世頌同制度

兵庫縣に於ては大正八年七月内務部に救護課を設け賑恤救濟、軍事救護、部落改善、貯蓄、罹災救助、海外渡航者教育、勞働問題、動物虐待防止、社會救濟關係の調査指導助成をなして居る大正七年米價問題の際醜集

一時救助人員	同上	一日平均	棄	兒	同上	一日平均	迷	兒
延人員一救助費	人員	救助費	延人員一救助費	人員	救助費	人員	救助費	人員
八七、三五九	三三九	九四、五六	五、八七五	七五	一六、〇五			一四

したる救濟寄附金の總額五十萬圓の利子中一萬圓を支出して救護視察員を置き貧民救濟の施設を講じて居る

社會の裏面には幾多の悲惨なる事實が潜んで居る而も之等悲惨なる事實も能く眞想を究めて見ると多くは自分一個の過失や欠點のみに因て、なく其の責任の一半は社會其者にあることに氣付てあろう然らば吾々は共同して其責任を負ひ各其立場に於て應分の力を竭すへきてある之が社會に奉仕する所以である 畏くも我 皇室に於かせられては古來仁慈を以て施政の要旨となし萬民と共に其喜ひや悲みを共にさせ給ひ 皇室に御大事のあらせらるゝ場合は申す迄もなく地方の災厄に際しても窮民御恤救の思召を以て毎々多額の御内帑金を下賜せられることは國民の常に感激措く能はざる所であるか動もすればこの難有思召が下々までに徹底せないと云ふ様な憾みかあるのは眞に恐懼に堪へないことである地方行政の任に當るものは特にこの点に注意せなければならぬと云ふので茲にこの制度が創設せられたのである其救護視察員規程等は次の通りであつて縣當局は視察員に對し職務執行の場合左の諸点に就て特に留意を希望して居る

- 一、上御一人ノ有リ難キ思召ト富豪ノ同情心トヲ克ク一般困窮者ニ知ラセテ貫フコト
- 二、救護ハ可成簡易ニ處置シテ決シテ繁雜ナル手續ヲ取ラナイコト
- 三、困窮ノ原因カ不道德又ハ不正ナルコトニ基テ居ル様ナ場合ニハ特ニ注意シナクレハナラナイ

四、救護ノ實況ハ記錄シテ報告ヲ乞ヒ尙直接ニ困窮者ノ状態ヲ知ラセラル様ニシテ貫フコト
兵庫縣救護視察員規程

第一條 困窮者ヲ調査シテ普ク之ヲ救護スル爲メ内務部ニ救護視察員若干名ヲ置ク

第二條 救護視察員ハ左ノ警察署ニ駐在シ受持區域内ノ調査ニ従事ス

駐在スヘキ警察署 受持區域

三宮警察署内 三宮及相生橋警察署管内一圓

湊川警察署内 湊川及兵庫警察署管内一圓

葺合警察署内 葺合警察署管内一圓

姫路警察署内 姫路警察署管内一圓

尼崎警察署内 尼崎警察署管内一圓

第三條 救護視察員ハ常ニ受持區域内ニ於ケル困窮者ノ生活状態ヲ調査シ要救護者ニ對シ適切ナル救護ノ途ヲ講スヘシ

困窮者ハ救護視察員ニ對シ救護ノ申出ヲナスコトヲ得

第四條 要救護者ノ救護ハ所轄警察署長及救護視察員協議ノ上之ヲ決定ス

附 則

本規程ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

兵庫縣救護視察員服務心得

第一條 常ニ受持區域内ヲ巡視シテ要救護者ノ有無ヲ調査スヘシ

第二條 要救護者ヲ目撃シ又ハ申出、報告等ニ依リテ之ヲ知リタルトキハ迅速ニ實狀ヲ調査シ所轄警察署長ト協議ノ上其程度及種類ニヨリ夫々既設ノ救濟施設ヲ利用セシメ又ハ直接金品ヲ施與シ其他適切ナル救護方法ヲ講スヘシ

第三條 被救護者ニ付テハ常ニ其救護方法ノ徹底スルヤ否ヤニ注意シ若シ不徹底ナリト認メタルトキハ速ニ其是正方法ヲ講スヘシ

第四條 要救護者ニ對シテハ救護資金ノ由來ヲ克ク了解セシメ親切叮嚀ヲ旨トシ努メテ獨立心ヲ傷ケナ

ルコトニ注意スヘシ

第五條 要救護者ニ對シテハ可成適當ナル職業ヲ與フルコトニ努メ徒ラニ金品ヲ施與シテ依賴心ヲ起サ

シメサルコトニ注意スヘシ

第六條 常ニ學校、工場、衛生組合、慈善團體、宗教家、篤志家其他各種救濟的施設團體等ト聯絡ヲ保チ救

護處置ニ遺憾ナカラシムコトヲ期スヘシ

第七條 救護視察員ハ每週一回以上取扱事項及一般生活状態ノ概略ヲ知事ニ報告スヘシ

九七

第八條 救護視察員ハ適宜帳簿ヲ備ヘ日々ノ取扱事項ヲ記載スヘシ

岡山縣濟世顧問制度

濟世顧問は岡山縣に於ける防貧事業の新しい試みてあつて貧民の良友、師父、指導者である其智識を補充して前途に光明を與へ誘惑を豫防して危険を排除し職業を紹介して自營奮發せしむる等苟も自立に必要なことは細大をなく懇切に指導し衛生思想を普及して心身を健全ならしめ不幸疾患に冒さるゝあらは慰安は勿論進んで之か救済に努力することにあり深く其の貧困の原因を探究して必要な措置を採り彼等の相談相手となり社會共進の理法を完ふせんとするものである

乃ち貧の原因が勞働口かないことにあらは村内の富者や仕事あるものに紹介斡旋の勞を採り幼兒あるか爲めに働くことの出来ないものには幼兒保育の周旋をなし病氣ならば慰安診療の心配をなし怠慢に依るものは懇篤なる説諭を加へる等専ら物質精神上の慰安指導を念とし希望の光明を與へることを目的として居る縣當局の發表したる濟世顧問に關する説明及笠井岡山縣知事の訓示演説は最も克く其の制度の精神を盡して居る參考の爲別項掲記す

濟世顧問設置規程

第一條 濟世顧問ハ縣下市町村内ノ防貧事業ヲ遂行シ個人並ニ社會ヲ向上セシムルコトヲ以テ目的トス

第二條 濟世顧問ノ防貧方法ハ精神上ノ感化物質上ノ幹施等ニ依リ現在及將來ニ於ケル貧困ノ原因ヲ消

滅セシムルモノトス

第三條 濟世顧問ノ員數ハ市ニ在リテハ十五名町村ニ在リテハ一名トス但シ區域ノ廣狹ト事情トニ因リ

其員數ヲ増加スルコトアルヘシ

第四條 濟世顧問ハ郡市長ノ推選ニ依リ知事之ヲ囑託ス

郡市長前項ノ推選ヲナサントスルトキハ第五條ノ資格ヲ有スル者ノ内ヨリ關係警察署長及町村長ト協

議銓衡スルモノトス

第五條 濟世顧問ニ推選セラルヘキ者ハ左ノ資格ヲ具備スルモノナルコトヲ要ス

一、人格正シキモノ

二、身體健全ナルモノ

三、常識ニ富メルモノ

四、慈善同情心ニ富メルモノ

五、市町村内、中等以上ノ生活ヲ營ミ少クトモ俸給ヲ以テ衣食ノ資ニ供セサルモノ

六、忠實勤勉其職ニ盡スヘキモノ

第六條 濟世顧問ハ其ノ職務ヲ執行スルニ當リ相互ノ間聯絡ヲ保チ必要アルトキハ關係官公署ノ助力ヲ要求スルコトヲ得

第七條 濟世顧問ハ名譽ノ職トナシ之ヲ優遇ス

濟世顧問ニ關スル説明

濟世顧問ニ就テ

濟世顧問ハ本縣ニ於ケル防貧事業ノ新施設ニシテ其ノ趣旨並ニ事業ノ大様ハ過般開催ノ郡市長並ニ警察署長會議ニ於テ長官ヨリ縷述セラレタル訓示ニテ判明セシコト、思フ乍然防貧ノ意義及濟世顧問ノ性質ニ就キ尙ホ多少誤解等ノコト無キヲ保セス從テ蛇足ノ様ナガ玆ニ細説スル次第デアリ

今度設置セラル、處ノ濟世顧問ハ主トシテ防貧事業乃チ縣下ニ於ケル貧民ノ相談相手デ有ル貧民ノ指導者デ有ル例ヘバ(一)職業ノ無キモノ又ハ不經濟ナル職業ニ從事セルモノニ對シテ或ル職業ヲ與ヘ又ハヨリ以上ノ經濟的職業ヲ紹介シ(二)他ノ誘惑等ニ依リテ不安ノ職業ニ轉職セントスルモノヲ防止シ(三)貧民ニ非ラサルモ浪費ヲ爲シ漸次貧民ニ變化セントシツ、アルモノヲ諭シテ正業ニ就カシメ(四)貧民ノ家庭上ニ於ケル紛雜ヲ解決シテ後顧ノ憂ナカラシメ(五)貧苦ニ迫ラレテ煩悶シ失敗ニ依リテ自暴自棄ニ陥ル者ヲ慰安シテ活動力ヲ養成セシメ(六)賭博ハ勿論飲酒遊惰ノ惡習慣ヲ除却シ漸次勤儉ノ美風ニ馴致セシメ(七)不衛生ニ原因シテ病氣ニ罹カレル貧民ノ家庭ヲ善導シテ勞働力ヲ恢復セシムルコト等貧困ノ原因ニ依リテ夫レ々相當ノ善導ヲ爲ス事ガ防貧ノ重ナル事業デアリ、防貧ハ救貧ト甚タ相似テ其ノ接近シタル場合ハ判別ノツキ難キ事モアラウガ當廳ノ所謂防貧ハ心身ヲ健全ニシ其ノ能力ヲ完全ニ發揮セシ

メ依ツテ以テ社會ヲ向上セシムルコトヲ主タル目的トシルモノデ其救濟手段ニ於テモ自ラ徑庭アルコトヲ記臆シテ居ラネハナラヌ救貧ハ既ニ貧窮ノ境遇ニ在ルモノニ對シテ直接物質上ノ缺乏ヲ補充スルモノニテ彼ノ窮民救助ノ如キハ其ノ適例デアリ從テ救貧ハ其ノ目的ヲ推行スル爲メニハ惠與ヲ要シ資金ヲ要スルガ防貧ニ於テハ之ト異リ精力鼓吹主義授産紹介主義ヲ以テ益々貧窮ニ陥ラントシツ、アルモノヲ防止シ此ノ者ヲシテ資力ヲ回復シテ各自正業ヲ維持セシメントスルモノニテ社會ニ於ケル弱者ヲ相手ニスル點ハ同一テ有ルケレトモ其ノ目的其手段ニ至テハ自ラ區別ガ有ル故ニ防貧事業ノ執行ニ當テハ多クハ前述ノ(一)乃至(七)ノ如キ仕事ヲ行フモノナルモ時トシテハ防貧ノ爲メニ救貧ノ方面ニ涉ツテ手ヲ擴ケル場合例ヘハ病氣ノ爲メニ活動ノ出來ヌモノニ醫藥ノ途ヲ講シテ遺ルコトモ有レバ營業ノ資本器具等ヲ貸與シテ營業ニ努力セシムル如キコトモアル畢竟スルニ防貧ト曰フコトハ(甲)主トシテ事業ノ防貧ナルモノ(乙)防貧ノ事業ヲ行ハシムルカ爲メ救貧ノ手段ヲ執ルモノ(丙)救貧ニ似テ居ル事業ニシテ其ノ實防貧ニ屬スルモノ、三ツヲ包含シテ居ルコト、思フ本縣ノ濟世顧問モ最後ハ單ニ防貧ノミニ止マラスシテ救貧モ行ヒ兩々相待ツテ社會ヲ向上セシメ又人道ヲ行フコトヲ最大ノ理想トシテ往カ無クハナラヌ事デ有ルケレトモ如此ハ是當リ多額ノ費用ヲ要スルヲ以テ今直ニ實行スルト云フ譯ニハ行カヌ要スルニ濟世顧問ノ職ハ貧民ノ相談相手ニシテ貧窮ニ陥ラントシ、アルモノヲ如上ノ手段ニ依リ防止シ其ノ正業ヲ維持セシメテ健全ナル社會状態ヲ持續セシムル事ヲ目的トスルモノデ有ル

濟世顧問ノ資格ハ訓示ニアル如ク(一)人格正シキコト(二)健全ナルコト(三)常識ニ富メルコト(四)市町村内中等以上ノ生活ヲ營ミ少クモ津給ヲアテニセサル事(五)慈善心ニ富メルコト(六)忠實勤勉所謂マメニ働クコト等何レモ其ノ必要條件デアル是等ノ條件ヲ具備セル人ニ所謂顧問ヲ囑託スルノチアル如何ナル人カ此ノ條件ヲ具備シテ居ルカヲ識別シ又手之ヲ選出スルニ就テハ市ハ市長ニ於テ警察署長ト協議ヲ遂ケ適ノ上詮考シタルモノニ對シ知事之ヲ囑託シ郡ハ郡長ニ於テ町村長及關係アル警察署長ト協議ヲ遂ケ適不適ヲ甄別シテ申出ラシモノニ對シ同様囑託ヲ爲ス次第アル其ノ定員トシテハ別ニ定メハ無イコトナレトモ市ニ於テハ區域ノ廣大ナルタケ相當ノ人數ヲ要スルコト、思フ町村モ其ノ區域ノ廣狹ト貧民ノ多寡トニ依テ多少其ノ人數ニ手加減ヲ要スルモ可成一町村一人ト云フコトニシタイト思フ是ハ顧問ト被救者トノ關係ヲ密接ナラシメ互ニ腹藏ナク意思ヲ疏通シ相談ヲ持チ懸ケ相談ヲ引受クルニ方リ二人以上ナルトキハ時トシテハ意見ノ相違ヲ生シ或ハ顧問ノ甲乙交代シテ被救者ニ接スル爲メニ融和ヲ缺ク憂ガ無イトモ限ラヌ顧問ト被救者トノ間ハ親ノ子ニ於ケル如ク師弟ノ間柄ノ如ク双方隔意ナク好感情ヲ以テ緊クト云フコトニナラネハ相談ノ實ガ上ラヌ故此邊ヲ考慮スレバ一町村一人ガ適當テ有ルト思フ而シテ濟世顧問ガ其ノ職務ヲ行フニ就テハ必要ナル範圍内ニ於テ市町村長、警察署長、郡長、知事等凡テ官公署ニ於テ之ガ助力ヲ與フルコトハ言フ迄モナク他ノ公益團體例ヘハ赤十字社愛國婦會人其ノ他各種ノ團體ヘモ交渉シテ運ク援助ヲ與フルコトニ協定ヲ遂ケ置ク積リテ有ル故濟世顧問ノ背景ハ相當ノ官憲カ附屬セ

テ熱心ニ其ノ成功ヲ祈リ地方ノ富豪、上流並ニ有志ノ諸君ガ援助ヲ與ヘ與ル、答テアルカラ誠心誠意ヲ以テ之ニ當レハ所屬社會共進ノ原動力、世直シノ神トシテ尊敬ヲ拂ハレル次第テ有ル、濟世顧問ヲ囑託セラル、人ハ前述ノ必要條件ヲ具備スルモノ、内都市ノ詮推選ニ係ルモノデ有ル故無論其ノ人ノ名譽ニ相違ナイ此ノ名譽ヲ荷ブ人ガ顧問トシテ事務ヲ執ツテ往クニ就テハ努力奮勉自ラ其ノ好成績ヲ擧クルニカムル結果或ハ自ラ費用ヲ投シ或ハ勞力ヲ醸出シテ其代價ヲ要メヌ人モ有ロウ是等ハ勿論其ノ人ノ特志ニ出ツル行爲ニシテ誠ニ結構ナル次第ナルガ中ニハ此ノ點ヲ誤解シテ濟世顧問ハ名譽職ナリ名譽ニ對スル報酬トシテ顧問ハ自費ヲ以テ救助ヲ爲サネハナラヌ顧問ハ費用ヲ負擔セネハナラヌ故ニ資産家ニアラサレバ不可アル此ノ如キ論鋒デ顧問受託ハ自費ヲ要スト云フ様ナ誤解カ起ラヌトモ限ラヌガ顧問ノ囑託ヲ受ケタトテ直ニ自費ヲ以テ救濟ヲセネハナラヌト云フ譯テハ無イ其ノ職ヲ行フコトガ自己ノ地位、社會ニ對スル義務トシテ必要ナルコトヲ自覺シ勞費モ吝マヌト云フ位ノ人格ヲ尊重スルハ勿論テアルガ實際事ニ臨ミテハ其ノ人ノ夫レ相當ノ配額ト措置トヲ希望スルニ過キンノデアアル若夫レ止ムヲ得サル費用ガ必要トスレハ素ヨリ防貧ノ業ハ公益事業デ有ルガ故ニ市町村費ヨリ必要ニ應シ費用ノ支出ヲ爲シ得ラルヘク慈善家、特志家ノ援助モ有ルヘク從テ費用ノ支出ニ對シテモ多少補償ノ途カ立テ得ラルヘク考ヘ居ルモ顧問乃チ慈善家ナラサルヘカラズデ頭カラ出費ガカ、ルトシテ囑託ヲ忌避スル如キ誤解ヲ與ヘヌコトモ注意スヘキ事項ノ一チアル

獨逸ノエルベルフエルド市ニ於テ實施セラレテ居ル救濟事業ハ濟世顧問ト組織ガ違ヒ其ノ目的モ異テ居ルカモ知レナイガ事業ノ体容ガ餘程似合テ居ル參考マテニ陳ヘテ見ヨウ、エルベルフエルド市ハ人口十四萬ヲ有スル市テ有ルガ救濟事業ヲ以テ夙ニ世ニ知ラレテ居ル此ノ市ノ事業ハ市内ヲ十二區ニ分テ一區毎ニ委員十名ヲ置キ市條例ノ定ムル所ニ依テ市長ハ銀行家、宗教家、官公吏又ハ名望家ノ内ヨリ適當ナル人物ヲ選ヒ委員ヲ囑託スルモノデ其ノ任期ハ三年位トシ是カ囑託ヲ受ケタルモノハ其ノ任期中辭退スルコトガ出來ヌ制度トシテ有ル本市ノ救濟事業ハ防貧ニ加フルニ救貧ノ事業ヲ以テシ該委員ハ每週二三回在宅シテ居ツテ肆ニ他出スルコトガ出來ヌコトニ爲テ居ル當日ハ午前七時ヨリ八時マテ必ス在宅シテ其ノ受持區域内ノ貧民ヨリ相談ニ來ル救濟事項ヲ聽取リ一々之ヲ調査シテ疾病者ニ對シテハ醫藥ノ途ヲ講シテ遺ル困窮者ニハ食料ヲ給與シ又ハ無職ノモノニハ勞働ノ方法ヲ授ケテ遺ル扶夫レ相應ノ方法ヲ講シテ遣リ而シテ其事項ニ對シ二週内ニ措置シ得ラル、事ハ委員ノ獨斷ニテ爲スコトガ出來ルガ若シ二週内後ニ涉ル様ナ事項ハ更ニ之ヲ市内委員ノ相談會ニ附議シテ決定スルコト、シテ居ル而シテ此ノ救濟事業ハ前ニモ述ヘル如ク市ノ經營ナレバ其ノ事務ハ市役所ニ於テ之ヲ取扱ヒ委員ハ單ニ直接救助ノコトニ當ルノミデアル近時歐洲諸國ニ於テ人口ノ増加ニ伴ヒ貧民救助費ノ多額ヲ要スルニ至レルモエルベルフエルド市ノ如キハ人口ノ増加率ニ比例シ救助費用ノ比較的少額ナルハ全ク此ノ制度ガ完備シ隅々マデモ根本的ニ行届テ居ル御蔭デアル故ニ英國ノ如キモ漸次此ノ制度ニ範ヲ取り私設團體ガ是等防貧的ノ施

費ヲ爲スモノ次第ニ増加スル様ナ傾向トナツタ以上ハ其ノ概略デアアルガ我縣ノ濟世顧問ハ社會ヲ向上セシムル目的ヲ以テ防貧ノ手段ヲ講ジ貧民ヲ奮起サシテ天賦ノ能力ヲ極度ニ發達セシメントスルモノナレド、エルベルフエルド式トハ目的根本ガ違ウカモ知レナイガエルベルフエルド制度ガ我レト同様ニ貧民ニ相談相手ニナリテ偉大ナル效果ヲ擧ケテ居ルコトハ大ニ參考トスヘキモノデアアル尤モ其ノ組織ニ至ツテハ前述ノ通り餘程相違シテ居ル乃チ彼レニハ法律ノ援護モアリ又市條例ヲ以テ規定セル公ノ救濟機關ナルニ我レハ一私人ニ託シテ取扱ハシムルデアアル彼ノ方ハ委員ヲ拒辭スルコトガ出來ヌコトニシテアルモ此ハ顧問ヲ囑託スルノテ拒否ハ其ノ人ノ自由デアアル彼ハ相談ニ日時ヲ定メ被救者ガ訪問スルコトトシテ有ルモ我レハ別ニ日時ヲ定メス顧問ヨリ被救者ヲ訪問シテ處置スルコト、ナル彼ハ事務ヲ市役所ニ於テ執リ委員ハ只斡旋及調査ヲ爲スニ止マルガ是ハ調査及斡旋ヲ爲スコトハ勿論事務モ自ラ執ル仕組テアル彼此俱ニ精神的事業ナレトモ彼レハ條例ニ基ク制度ニシテ此レハ全ク篤志ニ出ツルモノナレハ彼レヨリハヨリ以上ノ犧牲的精神ヲ要ス此ノ如ク彼此比較シテ見ルト仕事ニ難易ノ差ヲ生スルハ止ムナキ次第デアアルクレトモ健全ナル社會ヲ作り相依リ相扶ケテ生存競争ニ打負ケ居ル弱者ヲ善導シ均シク文明ノ惠澤ニ浴セシメルコトハ東西其ノ軌ヲ一ニセル高尚ナ事業デアアルト思フ

濟世顧問ハ此ノ如ク防貧事業ヲ行フ爲メニ生シタモノデアアル乃チ時世ニ伴フテ必然的ニ起ツタモノデアアル然レバ其ノ顧問ヲ囑託スルニ當テモ公ノ機關ニ依ルコト、セルハ畢竟事業其ノモノガ縣下ノ公益ニ關

シ官公署、團體有志相共ニ之ヲ援助シテ行フ必要アルト同時ニ顧問ソノ人ノ人格ヲ公認シ此崇高ナル事業ニ努力スルコトヲ希望スル關係ヨリ來タモノデアリ縣知事ガ此ノ顧問設置ヲ唱導シタトハ云ヘ何ニモ知事ガ製造者ニアラズ時代ノ要求ニ應ジ自然ニ設置スルニ至タモノデ縣民一同此ノ意味ヲ會得シ相與ニ協賛シテ聲援ヲ與フヘキ義務アルコト、信スルノデアリ

濟世顧問ニ關スル笠井知事ノ訓示演說

濟世顧問ノ事

濟世顧問ハ本縣ニ於ケル防貧事業ノ新キ試ミデアラガ故ニ一應ノ説明ヲナシ其ノ實行ト成効トニ付諸君ノ熱心ナル助力ヲ得タイト思フ

濟世顧問ハ貧民ノ良友、師父、指導者デアリ、貧民ニ智識ヲ補充シテ前途ノ光明ヲ得セシメ、誘惑ヲ豫防シテ危墜ニ近接セザラシメ、職業ヲ紹介シテ自營ニ奮勵セシムル等苟モ自立ニ必要ナル方法ハ細大トナク懇切指導ノ任ニ當リ又衛生ヲ説キテ心身ヲ健全ナラシメ、不幸疾患ニ冒ナル、アラバ慰安ハ勿論、進ンデ世ノ慈善家ニ訴ヘ之レガ救濟ノ爲メニ努力スルコトガ其ノ任務デアリ、管仲ノ所謂民ニ惡貧賤、我富貴之、民惡危墜、我存安之、民惡滅絕、我生育之ノ筆法ヲ近代式ニ實現セシメントスルデアリ、而シテ貧民ノ友ヲ濟世顧問ト云フハ其名餘リ大ニシテ實ニ過クト思フモノデアランガ之レニハ大ナル理由ガアル、此事業ハ古書ニ云フ振濟貧乏ト云フ如キ狹義ノモノデナイ、憫ムヘキ貧者一人

一個ヲ救助善導スルハ事實ナレトモ其目的ハ單ニ之レニ止マラナイ、之レニ依リテ貧困ニ原因スル社會上ノ悲劇ヲ根絶シ、地方改良事業ヲ促進シ國民全部ノ能力ヲ完全ニ揮擲セシメ社會ノ基礎ヲ鞏固ナラシムルモノニシテ濟世顧問ハ所謂、周ニ濟世務ニスルモノデアリ、其働キハ易ニ云フ所ノ知周ニ乎萬物ニ而道濟ニ天下ニ當ルノデアリ、洵ニ社會ヲ共進、向上セシムル一大原動力ニシテ而モ人心ヲ改善奮起セシムル最モ高尚偉大ナル業務デアリ、

社會ハ共進スベキモノデ、強者獨リ進ムモ劣者多ク落伍スルトキハ社會ハ決シテ健全デナイ、不健全ノ社會ニ生存スル事ハ廻リ來リテ強者ノ不幸トナル、ケレトモ、今ノ經濟組織ハ富メル者ハ益々富ミ、貧キモノハ愈々窮スル様ニ仕組マレテ居ル、畢竟從來ノ經濟學ハ法ヲ犯サ、ル範圍ニ於テ極メテ自由ナルモノデアツテ智慧ノアラン限り、融通力ノアラン限り、力限り、根限り、我意我慾ヲ容認シ所謂、偉イ者勝チト云フ譯デアラカラデアリ例ヘハ生産費ヲ低減シテ商品ヲ豊富ナラシムルハ產業家當然ノ用意デアリ、其ノ生産費ノ低減ハ如何ニシテ得ラル、乎ト云ヘハ學理ノ應用、器械ノ發明、執務ノ改善、能率ノ増進、生産方法ノ更改、金融機關ノ調節、運輸機關ノ整備等デアリ、ソコデ富者ノ手ニ依リテ生産セラル、物ハ常ニ貧者ノ手ニ依リ生産セラル、物ヨリハ品位モ揃フテ價格モ低廉トナリ貧者ノ纖弱ナル指頭ガ産ミ出ス家内工業ガ漸次有力ナル產業家ノ手ニ移ルノハ當然ノ成行デアリ而モ金ノ無イ貧乏人ガ却テ金ノ有ル產業家ノ製品ヲ購求シテ其生活ヲ營ミ、代價ガ安ケレハ辛フシテ支ヘ高ケレハ苦ムト云フ譯

ニナル、ケレトモ産業家ハ自己ノ損失ヲ顧ミス貧者ニ低廉ナル物品ヲ提供スルモノデナイ、販路多ケレハ製品ヲ豊富ニシ製品過剰ナレバ之レヲ調節シテ價格ヲ維持スルモノナレハ商品ハ無限ニ豊富トナリ無限ニ安價トナルモノデナイ、之レガ有力ナル産業家ノ活殺自在ノ鍵デアル、開ケ行ク世ノ中ハ金ガアレハ至極便利ニシテ貧乏ニハ不便極ルトハ此ノ譯テアル、國民ノ生活上ノ必需品ハ政府事業トナレハ兎モ角、貧富懸隔ハ今ノ經濟ノ理法、當然ノ結果デ富者ノ惡イノデモナケレバ貧者ノ惡イノデモナイ、ケレトモ此ノ經濟組織ガ優劣ノ懸隔ヲ愈々甚シクシテ社會共進ノ實ヲ困難ナラシムル事ハ事實ト考ヘラ

然ラハ貧者ハ救フ事ノ出來ナイモノデアル乎、半世紀前「ダーウキン」ガ適種生存、優勝劣敗ノ法則ヲ案出シタ、カアル者ハ支配シ弱者ハ屈服スル、優者ハ榮ヘ劣者ハ消滅スト云フノデアル、此法則ハ大体ニ於テ破ルコトハ出來ナイ、天理デナクテモ事實デアル、ケレトモ人間界ニ於テ何カ優デアル乎何カ劣デアル乎力ノ差違ガ其ノ原因トナル、然ラハ其ノ力トハ何ンデアル乎、之レハ深ク研究セナケレハナラヌ、富力、智力、腕力ハ生存上ノ重大ナル力デアルガ博愛、忠恕、同情ノ力ガ亦偉大ナル生存力ヲ附與スルコトヲ忘レテハナラヌ、人間ノ内、幼兒ハ最モ羸弱ナルモノテアルガ慈母ノ鍾愛ガ善ク之レヲ成育スルテハナイカ、人間ハ虎狼ニ比較シテハ弱者テアルガ其ノ結合力ハ善ク彼ヲ驅逐スルテハナイカ、假令ヘ富力、腕力ガ劣リテモ博愛ノ力ヲ以テ協力結合スレハ其ノ社會ハ向上シ其ノ個人ハ社會多數ト共進

シ得ヘキ筈テアル、愛ハ萬縁之本也、「ホブキン」ニ云ハシムレハ「愛ハ法律ナリ」トカアル作用ヲ生スルモノテアル、蓋シ貧乏ニハ内的原因ト外的原因トガアル、勤勞ナル農家モ一朝暴風ノ爲メニハ收穫ヲ奪ハレタリ、改良サレタル外國米ノ輸入ノ爲メニハ米價ニ違算ヲ生シタリ、種々外的原因ノ爲メニ貧乏ヲ餘義ナクセラル、事モアレハ、不幸相繼キテ一家悲境ニ沈淪シタリ、不注意、無智、鈍根、浪費等ノ爲メニ自ラ貧乏ヲ招クモノモアル、素ヨリ人事ハ複雑テアル、調査スレハ益々煩雜テアラウケレトモ、貧困ノ原因ヲ討究スル事ガ救濟ノ先決問題テアル、智力足ラサレハ濟世顧問ハ之レヲ補充シ職ヲ得サレハ之レヲ紹介シ原因ニ應シテ相當ノ處置ヲナスコト宛モ國士ノ病ニ因テ方ヲ立ツルカ如クセハ物其ノ養ヲ得レハ長セサルナク少クトモ生活難ヲ訴フル者ヲ少カラシムルコトテアラウ、小ト小ト相合スレハ大自ラ成就スル貧者ノ弱点ヲ補足スレハ夫レ丈ケ多ク優者ニ變化スルノテアル、濟世顧問ノ活働ニ依リ優勝劣敗ノ法則ト相伴フテ貧者生存シ社會ヲ共進セシムルコトガ出來ル筈テアル、

我先ツ正直ニシテ貧困ノ家庭ヲ救ハントハ防貧事業ニ於ケル我輩ノ宣言テアル、濟世顧問ヲ煩ハスノモ主トシテ此範圍ナアル、不正直ナル貧者ニ對シテハ余ハ別ニ鞭撻ヲ加ヘヤウト思フ、

濟世顧問ノ仕事ヲ更ニ碎テ申ソウナラ貧困者ノ相談相手トナリテ貧苦ニ攻メラレ煩悶、憂鬱、漸次沈下スルモノヲ浮ハセルノテアル、例ヘハ先ツ貧乏ノ原因ヲ調ヘ勞働口、即チ雇手無キカ爲メニ貧困ナレハ村内ノ富者又ハ仕事ノアル人ニ紹介斡旋ノ勞ヲトリ、幼兒アルガ爲メニ働ク事能ハサルモノニハ幼兒保

育ノ道ヲ周旋シ、病氣ナレハ慰安ヲ與ヘ尙進ンテハ濟生會、赤十字療養所、慈善家ノ醫師ニ依頼方ヲ周旋シ、何か心配ノ事ニ對シテハ親切ニ相談ニ應ジテヤリ、身体、衣服、屋内ノ不潔等衛生上注意スヘキ事ハ懇切ニ指導シテ善良ナル慣習ヲ養成シ又怠慢ニシテ貧困ナル者ニ對シテハ懇篤ノ説諭ヲ加ヘ、尙説諭ニ應セサレハ漸次ニ善導ヲ試ミ又或ハ市町村長有志家、宗教家、警察官、其ノ他ノ官憲ノ助力ヲ得テ極力眞人間トナス事ニ努力スルノテアル、更ニ進ミテハ防貧上必要ノ程度ニ於テ器具ヲ貸シ物品ヲ與フル等救貧ニ類スル事モ行フテ貧困者ヲシテ生存上必要ノ活動ヲナサシメ尊キ本分ヲ自覺セシムルノテアル、貧乏ハ金ノ無イ事アハアルガ兎角貧乏人ニハ物質上ノ貧モアレハ心靈上ノ貧モアル、身体ニハ食物、心ニハ教育ヲ、憂憤煩悶シテ心緒亂レテ麻ノ如ク生キナガラ精神の墳墓ニ沈落スルモノニハ理ヲ示シ、心ヲ和ケテ鼓舞作興、雲霧ヲ拂フテ釋然、融然世ヲハカナミ社會ヲ咀フノ念ナカラシムルコトガ肝要ナル、物質上ノ貧ニ對シテハ前述ノ紹介ヲ繰返シテ職業ヲ與ヘ忍耐ヲ教ヘテ練達ニ導キ希望ヲ生セシメテ心ノ向上ト相待ツテ仕事ノ成功ヲ來タサセテヤリタイト思フ、萍水相逢フ是レ多少ノ縁ト云フ文句ガアルガ我等縁アツテ岡山縣ニ在住シ同シ仲間ノ岡山縣人ニ貧ニシテ煩悶スル者アルヲ聽イテハ坐視スルニ忍ヒナイ、如何ニカシテ之レヲ善導シ一ハ文明ノ惠澤ニ浴セシメ一ハ昭代ヲシテ益々其光輝ヲ發揮セシメタイト切望スルノテアル、

此事業ハ始メヨリ金ヲ以テ之レニ向ヘハ失敗スル、宜シク花ヲ養フ天ノ如キ心ヲ以テスヘシト考ヘテ居

ル、縣廳ハ勿論常ニ顧問ニ助勢シ其ノ善導ヲ全カラシムルニ力メ止ムヲ得スシテ經費ヲ要スル事發生セハ或ハ義捐金ヲ募集シ或ハ市町村費其他ノ公費ヲ以テ助成スヘキモノト考ヘラル、防貧ノ事業ハ高尚ニシテ且ツ困難ノ事業ナルガ故ニ濟世顧問タル者ハ市町村内人格第一流ノ人ニ囑託セント欲ス其ノ資格ハ

一、人格正シキ事、

二、健全ナル事、

三、常識ニ富メル事、

四、市町村内中等以上ノ生活ヲ營ミ少クトモ俸給ヲアテニセサル事、

五、慈善心ニ富メル事、

六、忠實勤勉所謂マメニ働ク事、

等ヲ兼備シタル人テアル、

選出方法ハ郡市長ニ於テ適宜詮衡シ關係町村長、警察署長ト協議ヲ遂ケ、知事之レニ囑託スト云フ仕組ニシタイト思フ、尙此ノ点ニ付テハ諸君ノ留意ナキ意見ヲ聽カンコトヲ望ム、

凡百ノ事業、其ノ成否ハ人ニ在リ、如何ニ組織、制度ヲ密ナラシムルモ其ノ人ヲ得サレハ不可能ナル、殊ニ如此事業ハ全ク其ノ人ヲ待テ行ハル、モノナルヲ以テ敢テ一勢ニ各市町村ニ濟世顧問ヲ揃フル事ハ望マナイ、老子ガ難ヲ圖ルハ其易ニ於テシ大ヲ爲メハ其細ニ於テスト云ヘル如ク隨テ得レハ隨テ囑託シ一村其ノ人ヲ得レハ其ノ村安ク二村其ノ人ヲ囑託スレハ二村ノ貧者惠澤ニ浴シ幾分ニテモ防貧ノ實ヲ舉クルコトヲ得バ天下ノ幸テアル英國ノ諺ノ如クソロ／＼急ケノ格テ、遅々タリト雖モ極メテ鞏固ニ其ノ

實ヲ舉ケタイト思フ

一一二

貧民ト稱スヘキモノハ衆目ノ觀ル所自ラ定マレリト雖モ其ノ數ヲ調査スルコトハ困難ナルガ故ニ假リニ本縣民中郡部ニ在リテハ縣稅戶數割賦課等級ノ最下級(一ケ年平均六錢)ヲ負擔スルモノ及岡山市ニ在リテハ家賃一ケ月壹圓參拾錢以下ノ借家ニ住居シ生活程度最モ低ク極メテ貧困ナルモノヲ調査シタルニ戶數二萬九千九百、人口十萬三千七百十人ナル、實際衣食ニ窮シ負擔ニ苦ミ子弟ノ教育ニ困難シテ居ル者ハ此以上タルコトハ勿論テアル、昨年ノ五月十八日宮中ニ於テ畏クモ本縣貧民狀態ニ付キ 御下問ヲ拜シ

聖恩無邊洵ニ感激ニ堪ヘナイ、前述防貧事業ガ幸ヒニ

御仁旨ニ極ヒ萬一ヲ報答スルコトヲ得バ岡山縣一同ノ至幸テアル切ニ諸君ノ熱心ナル助力ヲ望ム。

第五項 雜感

要するに社會施設は將來益々緊切の度を加へ發展進歩を遂くべきものなるを信じて疑はぬ、實に地方行政是の根基をなすべきものと眞に思考するものである、而して其の之れを行ふの途を徒らに遠大に求めて脚下に墮くか如きことなく或は單に公私の機關に止まらず一般民衆に於ても亦克く居常之か思想を涵養し相互に其精神的社會奉仕の觀念に出發して吾人々生の崇高なる徳性を十二分に發露することを諸君

雜

感

と共に冀つて止まぬ、少しく私見の存する所を披瀝し大方諸君の批正を求めて茲に擱筆することゝする

一、時勢の進歩は今や都鄙を通して社會問題の解決を施政の要諦となさるへからざるの趨勢となつて來た、而して此の時代の切實に要求して止まざる社會政策、社會事業に就ては苟くも爲政の局に當るものは勿論教育家、宗教家、其他一般經世家に於て一通りの研究を遂げ適當の知識と理解とを有せねばならぬ

一、今日に於て社會共存共進の理法を辨へす自我を主として他を顧みざるの生活は最も考慮すべきものである、苟くも安全に幸福なる生活を求めんと欲するものは宜しく社會の共存共進の大義、共有同衆の思想を會得涵養して赤誠より出づる相扶相救の念と無慾の愛情とを以て崇高なる社會奉仕の精神を發露せなければならぬ

一、我國は由來家族主義を以て一貫す、此の美風は飽く迄尊重助長し社會事業の如きも家族的同族相扶の意味に依りて發達を遂げねばならぬ

一、社會事業と云へは何人も直に事業經費を巨額に要する様に思ふが而し之か考案計畫に依りては金かなければ出來ぬと云ふものではない、必要に應じて寄附金又は公費を以て助成するも宜しい

一、凡そ事の成否は人に在る況んや社會事業の實行者又は之に關係するものは最も其人を得なければならぬ、實に之等事業は全く其の人を待て行はるゝものなれば官と云はず民と云はず其の人選に最も注

一一三

- 意せなければならぬ、乃ち人格の高潔にして英邁なる識見と鞏固なる意思を有し而も熱心なるを要す
- 一、阪神地方に於て各種の社會施設が勃然として起り今や基石を打駢へたるか如く配置せられ各々有効なる活動をなしつゝあるは眞に敬服稱賛に値するも本縣の如き土地、人情、風俗を異にし經濟事情其他に於て相異なる地方に於て直に移して之を實施せんとすることは甚だ誤つて居ること、思ふ、宜しく彼我百般の事情を調査研究して適切なる地方的方策を樹立することに注意せなければならぬ、
- 一、方面委員、救護視察員、濟世顧問等の設置は今日の如き複雑で缺陷多い社會に於ては其の社會の疾病缺陷の測量機關として將た反社會的狀態の基礎調査をなすに於て最も適切なる機關と認む、蓋し之に依りて適當の對策を講し其の疾病缺陷を治療整理し且又其惡傾向を防遏阻止して社會の共進と安寧を得る所以であるからである
- 一、前項の職員制は諸般の事情を照査して有給吏員制度よりも寧ろ名譽職制度を可なりと認む
- 一、大阪府社會事業が從來相當の成績を挙げ世の深い注意を拂はしつゝあるに際し東京府社會事業か何となく豫期の結果を得ないで不振の状態にある傾あるは大に注意を要すべき点である前者は現實的實行に着々進行せるに反し後者は抽象的討議推論に其の日を送るの觀かないではない慎むべき事である
- 一、近時社會政策、社會事業の施設は我國朝野に於ける問題の焦点となり官民競つて之か施設を試みる様になつたことは大に慶すべきことであるけれども動もすれば博愛、慈善、人道、社會奉仕等の美名を

- 借りて周密なる思慮もなく徹底せる基礎計畫もなく亦現實に要求せられた必要もなく又之を爲し遂げる實力もなくして人氣的、流行的に色々質の良しからざる仕事を試みんとする羊頭狗肉の偽慈善家、偽君子なるものがある苦々しきことである、又無謀に事業を起して之を大看板となし補助の要求や寄附の強請をなし又人に迷惑を掛けて顧みざるものがある警戒を要すべきことである
- 一、社會事業は實行當局者か動もすれば功を急ぎ先を争ひ互に反目排擠して所在割據するか如き警善か乏しくない最も注意を要すべきことである
- 一、社會事業は高尚にして且困難なる事業であるから其の事業の計畫實行に方りては用意周到着實穩健且極めて適切に而かも實際的に發達せしめなければならぬ隨て全く形式の華美を捨て、實質の充實を圖ることに注意せなければならぬ
- 一、社會事業の企畫に付て更に考慮を要すべきものがある乃ち現在公私の制度、機關に依つて爲されつゝある施設經營に向て更に一段積極的活動を促すの必要あることである
- 恤救規則罹災救助基金法、行旅病人及行旅死亡人取扱法軍事救護法に基く救濟や濟生會、愛國婦人會、赤十字社、或は帝國軍人後援會に依つて行はれつゝある救護や慈善救濟基金、賑恤資金、救濟基金、軍人援護資金によりて行はれつゝある救護の狀況を見るに其の趣旨の徹底を缺き其の活動の狀態に於て遺憾の点があると思ふ、或は救はるべくして救護に洩れたり濫救の弊徒貪惰民を生ずるか如き結果を

招致することかないとも限らない、之等は畢竟其の調査及趣旨徹底の方法に於て缺陷あるに起因するものて之か缺陷は方面委員制度の普及委員の活躍に依て克く之を矯正することか出来ると信するから充分にこの委員制度と相俟てこの種の救済事業に於て遺憾なきを期し度い、斯くして始めて權威あり意義ある救済の目的を達することか出来るのである

一、本縣に於ても警察署とか其他公私の施設に依て職業紹介の事業か企畫經營せられて居ることは洵に結構なことであるか之か企畫經營に關する私見を少しく述べて見度い

職業紹介は獨り労働者の失業救済をなすに止まらず亦労働需要者の求を充たすべく換言すれば労働需給の調節をなすもので克く之を運用し善用するに於ては蓋し其効果利益の及ぶ所頗る廣汎深遠なるものかあるか之か企畫經營の方法に付ては慎重なる熟慮を拂はねばならぬ、其紹介された者はどれ程就職して居るか何時まで勤続して居るか更に其勤務状況如何と云ふことを調査することも其職業紹介機能の重要な問題である大阪市に於て事業開始以來一ヶ年半の實際を見るに其紹介せられて雇傭の成立する行程に於て不參のもの、不調のもの雇入れざりしもの、不詳のもの等ありて就職するもの女子は六割に近いか男女を通する時は四割に止まる又傭入口の大口と小口を調査するに大口の三割七分に比して小口は五割強に當り小人数の口の方か就職率が多い不採用は三割弱不參者は男子一割五分女子は八分不調のものは女子には全くない之は女子求職心理の一端を現はしたもので亦女子は男子程不

誠實のものかないのと女子求職欠乏を物語るものである又雇傭成立後に於て解雇さるゝものは九割に達し勤続するものは一割内外である之は耐久性の乏いの中には給料の相場を見に行つたりするものかあるからである一般に紹介を乞ふものは「渡り者」が多い結果である亦勤務日數も五日以内か最も多い次て百日以内、五十日以内、一年以上、十日以内、一年以内と云ふ順序である勤務成績を見るに優良なるもの三割三七通常なるもの一割五不良なるもの一割四八不詳なるもの三割四の割合である不採用の理由に多くは不詳である故に職業紹介の場合に充分に其の決心を確め精神的訓練をなすこと、雇主と充分なる理解協力疏通を圖ること、雇主の社會的觀念を旺盛ならしむること、適所適材の配置に留意すること、就職條件は可紹薦介の際明示すること、不採用の理由を究明して制度の完整を期すること等細心の注意と用意とを以て其の紹介の目的を貫徹するに努むる所かなければならぬ。

(終)

大正十年五月八日印刷
大正十年五月十三日發行

(非賣品)

著作
發行者兼

古澤俊次

靜岡縣駿東郡沼津町城内字條内
四百八十八番ノ一

印刷者

靜岡監獄

靜岡市追手町二百八番地

11
457

終

